

平成26年第9回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年12月11日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	赤坂隆義	農村整備課長	嶋江政喜
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	本山隆也	生涯学習課長	小川豊年
農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子	福祉係長	谷川友子
農村整備専門監	大串靖弘	6次産業推進専門監	松尾裕哉

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

8番 片 渕 栄二郎

9番 久 原 久 男

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 内野さよ子議員

1. 介護保険制度について
2. 公立学校の統廃合について

2. 井崎好信議員

1. 米価下落で厳しい農業経営を乗り切る方策を

3. 溝口 誠議員

1. 6次産業化の進展は
2. ボランティアの充実
3. 防災時の旧堤防の活用について

4. 西山清則議員

1. 障がい者（障がい児）への支援は
2. 町の良さを町民の皆さんにもっと知ってもらうには
3. 人口の維持を

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

申し上げます。堤保健福祉課長から本日の会議に午前中欠席の申し出がっており、谷川福祉係長が出席をしておりますので、報告をいたします。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕栄二郎議員、久原久男議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名であります。

通告順に従い、順次発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

おはようございます。

今、衆議院議員選挙ということで世の中が何となく浮き足立っている状況ですが、白石町議会では議会中ということで、粛々と着実にしていきたいものだと思っています。

では、本日は、介護保険制度についてということと、公立学校の統廃合についてということで、2点質問をしています。昨日も秀島議員のほうから介護保険制度についての御意見等がありましたけれども、なるべく重複しないようにしたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

今回、介護保険改革で、要支援者に対する介護予防給付のうち訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行されるという問題提起に対し、全体的な流れ、それから今回は第6期の改定中の作業ということで、極めて介護保険制度についてはみんな一緒に考えていかなければいけないのではないかなというふうに思って質問をしました。

まず1点目に、市町村に、白石町ですが、移行されることになれば問題点も多いと考えられる、しかし力量とか主体性が問われることにもなる、これまでの事業、ずっと平成12年から始められましたけれども、どういうふうな事業の内容であったかとか、あるいはニーズ調査などから見える問題点は何かということで質問をしています。

先ほども言いましたが、佐賀県では第6期さがゴールドプランの骨子が固まり、パブリックコメントを経て来年3月にまとめられることになっています。その中の重点項目として4点上げてありました。まず1点目に介護人材の確保、2点目に介護予防の推進、3点目に生活支援サービスの充実、4点目に医療、介護の連携というような4つの大きな項目が上げてありました。私たちの住んでいる杵藤地区広域市町村圏組合においても、県の計画、また私たちの町の高齢者福祉計画の調製によって来年の6期計画を進めていらっしゃると思っています。

白石町内の介護認定者については、昨日1,740人だという報告があり、そのうち要支援1、2の方は476人ということで、27.4%の方々が、全ての事業ではありませんが、移行するという報告がありました。これらの要支援1、2の介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護が平成27年4月から見直されることになっていますが、地域支援事業として市町村が実施するようになりますが、3年後には完全に移行されるということで、今回問題提起をしています。その仕組みづくりとか、あるいは市町村に移行ということになると、不明な点も多いのではないかなということを思っています。それで、1点目には、認定を受けていない方々もたくさんあります。これから移行される方々も全ての人たちを含めて、介護保険のためには、これまでの事業あるいはニーズ調査などから見える問題点とか課題というのは何かということをお尋ねをしています。お願いします。

○片渕敏久長寿社会課長

要支援1、2の方の通所介護、それと訪問介護が今後地域支援事業へ移行するというところで準備が進められているところでもあります。御質問は、これに対するところの現状での課題ということの御質問でございます。

まず、市町村で実施することでの町の課題ということでございますが、既存の訪問介護、また通所介護の事業所等によりますところのサービス以外の地域でつくり上げなければならない事業の受け皿づくりというのが一番の課題ということになっております。まだこれについては、どういう形でそれぞれの町が実施をするかということについては、ここの杵藤地区の広域圏のほうで介護保険の保険者ということ取り扱いをやっておりますので、構成市町の考え方を統一といいますか、合意を得た中で取り組む方向というのが今後決まってくるかと思いますが、考えられるものとしては、NPOの団体あるいは民間の事業所、協同組合、社会福祉法人、あとボランティアさんたち、こういう方々によるところの生活支援のサービスであります掃除、洗濯、買い物、調理、ごみ出し、そういう生活支援のサービスをどのようにして提供していくか、その受け皿となっていく方々、そういう団体をどういうふうにお願いをしていくかというところが現状では一番問題になっているところだと思います。

○内野さよ子議員

今の答弁は、6月でしたか、溝口誠議員が質問されるときに、地域づくりということでその辺の問題点を提起をされておりました。今、お話を聞くところによると、まだその先が見えていないという現状が見受けられるように思いました。平成12年に介護保険というのが始まりましたけれども、開始されて、人口的にも減少をずっと続けています。白石町についても10年間の間に3,000人という人口が減少してはいるんですけども、高齢化率に関しては、当時、介護保険が始まったころには23%ぐらいだったと思います。ところが、今現状は、白石町については30%ということになっているのであります。それから、ちょうど第5期の前回のときから団塊の世代がずっと入り込まれて、入り込まれてというの、私も間もなく入りますので、入ることになって、高齢化率は間もなくもっと上がっていくのではないかなというふうに思っています。そういう段階の中で今回の見直し作業ということで、きのうの報告では介護要支援の方はわずかな人数、町の中で見ると四百何人の数字ではありましたが、これからますますどんどんふえていくというふうに思っています。そういうふうな部分で見通せない部分がかかなりあると思います。

しかし、第5期の、これは以前いただいて、第5期の事業計画、今現在の分ですね、これを見ますと、ずっとデータのものの数字があって、白石町なら白石町の問題、課題ですね、それから武雄市なら武雄市というふうな、こういう円グラフで示したようなものがずっと5期の計画の中にもありました。そういった現状の中で、白石町が抱える問題点というのもあると思います。先ほどおっしゃっていただいた受け皿づくりがとても大変だということで、受け皿づくりがしやすい町、しにくい町とかいろいろあると思います。そういうふうなことで、ずっと随時考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

現実的には、白石町は昨日の話では29年ぐらいまでにということでしたが、始まってからでは遅いので、そういうプランの作成とか、どういうふうになん年度になって持っていくとか、そういうふうなことはとても大切だと思います。そういう中で、第5期から、この中から見える白石町の課題みたいなものは何かありますか。例えば、白石町は今町長がサロン事業というのもやられています、運動機能とか、それから認知症とか、そういう問題を白石町ではどういうふうな、ほかの町村と比べてどういふふうなのかとか、ここに力をやれて5期はやったとか、そういうことがありましたらお願いします。

○片渕敏久長寿社会課長

広域圏の介護保険事業計画の第5期が終わろうとしているところですが、私たちの町の白石町の課題という御質問でございます。課題は何かというところでございます。

今、介護保険事業の給付というのが、どんどんどんどん利用者がふえて、また給付費がどんどん伸びていっているという状況でございます。前年度の事業の計画と申しますか、実績、平成25年度の実績でいきますと、白石町の給付費が28億円だったのが今度は30億円近くになると。大体、伸び率でいくと年々4%前後が伸びてきているようであります。この給付費を少しでも抑えるようにしないと介護保険はどんどんどんどん大きく膨らんでいってしまうということで、平成18年に地域包括支援センターが設置された折から介護予防事業の取り組みというのが強化をされて、現在に至るところです。町のほうでもたくさんの介護予防事業、教室、講座等も実施をしているところですが、まだまだ伸びてきているという状況にあります。町のほうの伸びとか給付費が大きいというのは、町内に介護保険事業のサービスの提供の事業者が多い、あるいは入所の施設が多いということが一つの原因じゃないかなと、理由じゃないかなというところで思っているところであります。

そういう中で、昨年からは地域サロン等の、地元の方の協力をいただきながら、近くにお住まいの方を公民館等に集めての介護予防の地域サロン、健康体操を取り入れたサロンというものも取り組んでおりまして、今現在、昨年の2カ所のモデル地区から平成26年度では3カ所、また新年度においても3カ所程度を予定をいたしたいというふうに思っておりますけれども、それ以前でも、モデル事業以前でも、地域の有志の方、ボランティアの方、協力いただいて、3カ所、4カ所のまたサロンが開設をさせていただいて現在も続けていただいているところ。そういう取り組みについては、かなり進んできているというふうに思っております。

要支援の方の通所介護、訪問介護の予防給付費ですが、この受け皿をどうするかというところは、また今後広域圏の構成市町とも話し合いをしながら進めていくということだと思っているところ。平成29年度の4月から広域圏のほうでは今現在地域支援事業への移行というものを考えてありますが、これについても広域圏の介護保険の計画策定の委員会、この中で、これも2月、3月いっぱいには計画ができ上がることとなりますが、この中で具体的には示されることになるというふうに思いますが、現状は29年4月1日から取りかかりたいということで今進めているということをお伺いしております。

○内野さよ子議員

今、段階的なものであるというふうに聞いています。本当は、要支援とか、1、2がですね、移行するという事になったときに最初に感じたことが、膨張する、今もお話の中にもありましたが、介護保険の財政が圧迫をしているためであるとか、市町村に丸投げをしているのではないとか、そういうイメージがとても強かったです。ところが、そういうふうなものではなくて、順次ずっと地域支援づくりのようなものを取り組んでいくという体制づくりもでき上がってきているのかなということを思いました。

そこでですが、地域支援事業というの、今も金銭的にはお金がかかっているわけですが、そういう介護の要支援の方たちというのが今度地域支援事業に移るわけですが、財政的に介護保険が余り圧迫しているので少なくするために移行するという考え方ではなくて、もう少し、地域支援事業というのはどういうふうな財政の町とのかかわりがあるのかというのが、その辺がいま一つ目に見えません。そういうふうなところで、地域支援事業というのはどういうふうになり立っていくのか、介護保険との関係はどういうふうに考えたらいいかという、その点についてお願いします。

○片淵敏久長寿社会課長

介護保険と地域支援事業の関係といいますか、かかわりといいますか、そういう御質問だと思います。

介護保険については、要介護の認定を受けて、その受けられた介護度の程度によって給付を受ける限度額というのが決まっております。要支援の1、2の方というのは一番介護度の低い方ということで、大体大まかに言いますと給付費の限度額が1カ月で5万円とか、要支援の2の方は10万円までとか、そういう決まりがある介護保険ということになってます。

これを利用された場合には、介護保険の、それは給付費はどこから支払いをされるか、財源のほうになってくるわけですが、財源の半分は保険料ということになってます。保険料は、1号被保険者ということですが、65歳以上の高齢者の方と、あと65歳未満の、40歳以上65歳未満ですね、の2号被保険者、こちらのほうの保険料から全体に必要な額の半分を確保するという形になってございます。あと残りは公費での負担ということになりますので、残りの半分の2分の1、全体でいきますと4分の1になりますが、これを国のほうが負担をします。また4分の1残りますが、これを県と市町で半分ずつ、全体でいきますと町のほうが8分の1、県が8分の1と、これを負担するという仕組みになってございます。

これを財源に介護保険の予防給付のほうは負担をするという形になってございますが、これが地域支援事業に移行した場合ということですが、今現在は介護保険の給付費の中の一定の割合を地域支援事業という形で振り分けがございまして、現在、地域包括支援センターを運営する経費とか、あるいは介護予防の経費とか、そういうものについても現在は地域支援事業のほうから、地域支援事業にそういう事業の内容は区分をされておまして、介護保険の地域支援事業に必要な経費ということ

で交付金が広域圏のほうから参っております。それを使ってやってるということになります。

介護予防事業については、地域支援事業の中の介護予防についてもそれぞれの市町のやり方があって、自由にやっていいということになります。限度額はこれだけの配分という形で来るんですが、その中でやるということになります。今回、改正の中で、地域支援事業に要支援の方の通所と訪問の予防給付ですね、これが移ってきた場合にどうなるかということになるわけですが、財源としては、地域支援事業も同じく介護保険のほうの財源のほうから来るわけですが、現在は真っすぐ給付費のほうから来るんですが、財源のほう一応地域支援事業のところに入って、そこから各市町のほうに、事業の委託という形に恐らくなってくるんじゃないかなと思いますけども、同じ財源が使われるということになるので、これについて特段町のほうの持ち出しがふえるとか、そういうことはなくて、介護保険の財源の範囲内で事業が行われていくというふうになります。

○内野さよ子議員

報道がものすごく大きくて、町の負担が大きくなるとか、そういうふうなことがとても頭に私もありました。地域支援事業というのは本来の介護予防の中の事業ですので、そうかなとも思っていたんですが、実際現実にはそういう予防費の中から地域支援事業として、給付という形ではなくて、形が変わるということになるということですね。そういうふうなことになると思いますので、しかし市町村単位で、事業が杵藤広域、この管内でどうされるかわかりませんが、白石町は進んでいるほうなのかどうか、一緒に大体この管内でやっておられるのじゃないかなと思います。どういうふうになっていくのかが市町村の力量かなと、最初にも言いましたが、主体性も出てくるのかなと思っています。そういう点で、まだ中身が決まっていないということですが、その辺がちょっと腑に落ちないところの今回の質問でした。

そこがあれなんです、今回、通所介護と、それから訪問介護が移行するということになるわけですが、訪問介護は大体ホームヘルパーとか、そういうふうなことで事業の内容がわかります。ところが、通所介護ということになりますと、大きな施設もあり、小さな施設もあり、町内にもたくさん施設が今でき上がっています。そういうところで、今回、通所介護の中身の改正というふうなことも行われているというふうに聞いていますので、その辺の、なぜ通所介護が改正の理由に上がっているのかとか、そういうふうな点について、もしわかっていれば伺いたいと思います、どうなっているのか。

○片渕敏久長寿社会課長

今回の介護保険の改正の中で、要支援1、2の方の通所介護と訪問介護が地域支援事業のほうに移行するという事になったときに、新聞等の中では、市町村の力量が試されるようになってきたと、そういう事業展開になってくるというようなことが報道もされております。保険者は通常、市町村ごとに介護保険の保険者としてなるわけですが、こちらのほうの杵藤地区のほうでは、事務の効率性とか、そういうものを考

えて広域圏で運営をいたしております。単独の市町で保険者として構成をしてるときには町の考えで事業展開をしていくことができますが、広域圏のほうでやるときには構成の市町の方、そういう意見調整が当然必要になってまいります。そういうところで若干の時間をいただいているということになってるというふうに私のほうでは理解いたしておるところです。時間をいただく中で、より共通したよりよいやり方というのを模索をしていくことができるというふうに思っております。

それと、地域支援事業のほうに移行するという、いろんな市町のほうで地域支援事業でのサービスの提供をすることで、これは要介護の認定を受けておられない方でも、ひょっとしたら認定を受けたら要支援の認定が出るという方も含めて事業を行うことができるように今回の新しい地域支援事業ではなっておりますので、その辺をうまく使っていくと、要支援1、2になられる前の段階である程度そういう投資をすることで、先々、重い症状のほうになる時期をおくらせるということ、現在介護保険で給付をしてる金額を抑えるというような効果も出てくるというふうに思っております。

もう一点の通所介護の中身のほうということでございますが、これについては今現在は介護予防給付の指定の事業所ということで、デイサービスの提供の事業所ですね、そういうところに個人さんが契約をされて利用されております。これは介護保険の給付のほうの仕組みの中でやっていくわけですが、指定の事業所というのを保険者が、杵藤地区の広域圏が今回地域支援事業に移行した後は地域支援事業の指定の事業者ということで、現在の介護保険のデイサービスの事業者を指定をするということになります。要支援の1、2の方でも非常に要介護に近いような方々については、町のほうとか、あるいは地域支援を利用したところのデイサービスにというのは非常に難しいところがあると思っておりますので、そういう方々につきましては現在デイサービスを受けておられる事業所、そういうところと契約をさせていただいて、地域支援事業の中のデイサービスの事業所、指定をした事業所、今の事業所と同じ事業所になるわけですが、そこを利用させていただきたいというふうに思っております。

ただ、もっと介護度の軽い方については、先ほど言いましたNPOで立ち上げるところになってくる事業所とか、もっと軽い方々については、今地域サロンのほうでされておりますけども、そういうところのサービスを提供できるミニデイサービスの場、そういうところを利用するような形ができないかというふうに私のほうでは、白石のほうでは思っておるわけですが、こういうところを具体的に広域圏の構成市町と話をしながら、杵藤地区ではこういう取り組みをしていこうという共通認識が出た中で進んでいくものというふうに理解をいたしております。

○内野さよ子議員

地域支援事業というのが今町内にもたくさん、七、八カ所あるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういった事業所は介護保険事業所の事務所の指定ということで今おっしゃってくださったんですけれども、今は介護保険事業の介護保険の仕組みの中の指定ですので、介護保険事業の事務所から監査とか監督をされていると思いますが、もしもこれが地域支援事業になった場合には、事業所は同じでも監査監督のようなものはどうなるのか、町になるのか、その辺についてお伺いします。

○片渕敏久長寿社会課長

地域支援事業に移行して地域支援事業の指定事業所と指定を受けた場合ということですが、そこは指定をした保険者、広域圏のほうでの監査のところになってくると思いますが、ただ、先ほど申しましたミニデイサービス等、地域の小さなボランティアと任意でやっておられるところ、そこについては監査とか、そういう扱いでなくて、その活動を支援するような形での、給付とかということじゃなくて補助金の交付とか、そういう形での取り扱いになってくるといふふうに思っております。

○内野さよ子議員

中身の大体仕組みがわかりましたけれども、2点目に入りたいと思います。2点目には、医療、介護、予防、生活支援などを一体的に行う地域包括システムの実現に向けての計画、地域連携推進会議の体制づくりということで、これも以前どなたか質問をされていまして。この体制づくりというのが、先ほどおっしゃったNPOとか、そういうふうなものを含めた体制づくりだといふふうに思いますが、イメージ的にはいま一つよくわかりませんが、国として掲げてあるということになります、イメージとしてどういうふうなイメージを国がしているのかという、ボランティアの方々に手助けをいただいたりとか、そういうふうなことも含めた仕組みづくりだと思いますが、町も国の方針に従ってそういうイメージづくりをされてこれからいくのだと思いますけれども、先ほどからおっしゃっているNPOの方々と一緒に社会福祉の方々あるいは生活支援の協力隊の方々とか、そういうふうな方々を巻き込んだ介護というのをまちづくりで、地域づくりでやっていくような仕組みづくりと考えていいのか、その点について、一言でもいいですので、お願いします。

○片渕敏久長寿社会課長

地域包括ケアシステムについての御質問でございますけれども、国のほうでは、団塊の世代の方、昭和22年から24年の生まれの方になるかと思いますが、この方々が2025年、今から10年、11年先に団塊の世代の方全てが75歳以上になられます。この時点が一番、高齢者、75歳以上のところの数でいくとピークに当たると言われておりますけれども、この状態になったときに、介護が必要な方はそれぞれ施設あるいは在宅での介護とかそういう状況になってくるわけですが、その中で、2025年になったときに、一番75歳以上の高齢者がふえたときに、施設の数恐らく足りなくなってくるといふふうに考えられます。そういう中で、地域においては在宅での介護が受けられるような形の仕組みづくりというものを目指すのが地域包括ケアシステムだといふふうに思っております。

全国的には、こう言うと非常に大きな問題といふふうになってくるわけですが、都市部においては高齢化率がまだ15%とか、そういう低いところもあります。地方においては、その倍近い、あるいはそれ以上の高齢化率になってるところもありますが、高齢化率の高いところについては、特に人口が減少をしてるところにおいては、2025年になってもさほど大きな、要介護の方というのは、伸びという、ふえる数とい

うのは都市部に比べては少ないと思います。そういう意味では、地方のほうが地域包括ケアシステムづくりを考えたときにはやりやすいということになってくるわけですが、全国的にはこういうことを考えていかないと施設の数が足りなくなると。それに合わせた施設をつくっておいたら、その時期を通り過ぎた後にそういう施設が非常に無駄になってくるというような考え方もあるようですが、そういうことを想定した仕組みづくりということになってるといふふうに理解しております。

○内野さよ子議員

ことしの通常国会でしたが、6月に医療・介護総合確保推進法というのができていました。ちょっとわかりにくいんですけども、地域における医療とか介護の総合的な確保を推進するための関係法律というふうに書いてありました。今回、先ほど一番最初に言いましたが、県の策定のゴールドプランの中に医療と介護の連携というふうな言葉が入っています。それを考えると、こういう先ほどおっしゃった在宅で受けられるような仕組みづくりというふうなことをおっしゃいましたが、医療と介護の連携ということ考えた場合には、医療というのは在宅に関する医療なのか、そういうことを示してあるのかよくわかりませんが、在宅医療のことを示してあるのじゃないかなど、今の話を聞いてそう思ったところでした。

そういう意味で、どちらかという佐賀県は、これから国保に関しても県に移行されるというようなことになってきます。福祉とか介護とかというのは市町村で事業をほとんどやっているのわかるんですけども、医療ということになりますと、在宅医療とはまたかけ離れていくなというイメージが自分の頭の中にあります。そう考えたときに、先ほど在宅で受けられるような仕組みづくりをつくっていくためには医療との関係をどうしていくのかなとかというのをちょっと思ったところでした。その点含めて、在宅医療というふうな言葉がよく言われています。その点についてどういふふうに関係を考えたらいいか、お願いします。

○片渕敏久長寿社会課長

医療と介護の連携ということでございます。これについても、先ほどの地域包括ケアシステム、求めるところはこの地域包括ケアシステムのところにつながっていくというふうに思っております。医療費のほうも介護保険と同様に今どんどん伸びてきてる中で、今入院をされてる方、また社会的な入院という言葉もだんだんは今少なくともなってきたんですが、そういう方々をできるだけ地域のほうで見れるような形に持っていくという中では、医療でサービスの提供をできる部分と、その後の在宅での生活とした場合にはどうしても介護がないと、今の介護保険を利用するような介護がないと在宅での生活はできないということになりますし、また介護保険のサービスのほうを使えるようになる状態というのは医療のほうはまず要らないという状態になってくるわけですが、病院のほうではある程度落ちつかれたら在宅のほうの生活を勧める、そういう中で病院のほうからの訪問介護、あるいはちょっと状態が悪くなったときの医師の訪問とか、そういうところの仕組みづくりというのが地域包括ケアシステムの中にも出てきておると思います。

武雄杵島地区の医師会のほうでも、在宅医療についての会員さんあるいは医療の関係者の団体の方を集めての運営委員会等も開催をされております。そういう中で、少しずつ2025年の目標とした地域包括ケアシステムへの動きというのはそれぞれ出てきてるといふふうに思っております。

○内野さよ子議員

2025年に団塊の世代ということでピークを迎えるということをおっしゃいましたが、そういったときに間に合うように、これから仕組みづくりとか、そういうふうなことが大切になってくると思います。住みよい地域づくりのために、地域包括支援センター、そこを拠点として仕組みづくりがうまくいくようにやっていただきたいなということを思いました。これは本当、きょうしたからといってあしたできるものでもないで、徐々に、先ほども言いましたが、地域サロンというのを私も何回か出席をしました。運動機能をしたりとか、歌ったりとか、これから必要な部分といいますか、介護保険の高齢者は何に不安を持つかということが載っていますけれども、運動機能が低下する、今ロコモ運動とかもあっていますけれども、そういうふうなところで体が動かなくなったときのことを考えると、それから認知症になったときのことを考えると、アンケートの中に出ているようです。そういうふうなことを含めた、白石町でもそういうふうなことが上げてありましたので、認知症対策とか、あるいは力を入れた運動機能の、そういうふうなものの仕組みづくりとか、ボランティアの方々の育成とかですね、と思います。

私もあと5年もすると高齢者の仲間入りを、もう5年もしないでなりますが、そういったときに、自分も介護を受ける立場になりますし、それからボランティアもする立場になるのかなと、元気であればですね。そういうふうなみんなをひっくるめた仕組みづくりになっていくのかなということを自分は想像しています。そんな考え方でいいのか、最後をお願いします。

○片淵敏久長寿社会課長

ただいま議員おっしゃっていただきました、まさにそのところが基本になってくると思います。地域にお住まいの方をその地域で支えるような仕組みづくりというのが、ここの地域包括ケアシステムのほうにもつながってきますし、町のほうの高齢者を支える仕組みづくりということにもなっていますので、私どももそういう方向での支援を続けてまいりたいというふうに思っております。

○内野さよ子議員

最後に上げています、今大体わかりましたが、制度をよりよく機能していくためには今後どのように進めていくのかということのも何かまとめたような形ですが、もっといい答弁を考えていらっしゃるかもわかりませんので、最後に、よりよくしていくためにはどう進めていくのかということをお願いします。

○片淵敏久長寿社会課長

今現在も介護保険を利用したサービスの提供というものを事業者のほう行っていたいておりますけども、そういうサービス提供のほうは今までどおりやっただきまして、また元気な高齢者の方、また地域の住民の皆さんが担い手として積極的に参加をしていただき、そして高齢者、また介護が必要な方を支えていただくということをお願いをしたいというふうに思っておりますけども、そのやり方とか方法についても、県とか杵藤地区の広域圏、話をしながら広げていきたいというふうに思っておりますし、また町のほうのいろんな関係団体の皆様方の協力もいただかないと、これからいろんなサービスのニーズも広がってくると思いますので、多様なサービスの提供へと広げていくためにも皆さん方の協力をお願いしたいというふうに思っております。

○内野さよ子議員

2点目に移りたいと思います。2点目には、公立学校の統廃合についてということでお尋ねをしています。

この統廃合のことについては、先日、教育の未来を考えるとということでも提言を少しさせていただきました。ということで、教育長には少し伝わったかなというふうにちょっと思いましたけれども、文部科学省は11月13日に、全国の公立学校のうち、2012年度に598校、2013年度に482校の計1,080校が廃校になったという記事を掲載してありました。発表して記事になっていました。

まず1点目には、新聞報道によれば、少子化による児童・生徒の減少とか、市町村合併に伴う統廃合が主な要因であるというふうなこともうたっていました。最近、最近というのはここに四、五年と書いていますけれども、統廃合についての町内の地域の方々からも少しそういう話を聞くことがあります。もちろん、学校の先生を退職されたような方からも、白石町はどがん考えとんねというようなことも聞かれることもありました。

そこで今回質問をしているところですが、学校の統廃合の記事によれば、60年ぶりに、60年ぶりということですが、小・中学校の統廃合に関する指針を見直すというような記事も載っていました。指針については強制力というものはありませんけれども、各市町村の判断に委ねるというような言葉も入っていましたので、各市町村が考えて、しなければなくてもいい、私の町ではこう考えるのでこのままでいこうとかということも考えられますので、私はきょうは別に統廃合したほうがいいという考えでここに質問しているわけではありません。ただ、だんだんそういう状況になったときに、先ほどの介護も同じですけども、どうしようかなという判断をするためには5年とか、そういう長い年がかかるのかなと思います。それは、白石町の教育ということで今後の子供たちの推移というのがありまして、これからの5年先の人数とか、そういうふうなことも含めた人数の把握とかをしながらおいおい考えていかれると思っておりますが、その点についてどのように考えて、今ですね、いらっしゃるのか。このことについては一般質問でもこれまでもありましたけれども、それもだんだん変わってきているかもしれない、考え方もですね。その点についてお願いします。

○本山隆也学校教育課長

これまでの教育委員会の考えといたしましては、町内の児童・生徒にとってどういう形が将来の白石町の望ましい教育環境なのか、適正な学校規模なのかということ考えた場合、各学校で学級が少人数になるなど、学習や学校生活に影響を及ぼすような複数の学校で複式学級が見込まれる段階で検討していきますというのがこれまでの見解でありました。

町内の児童・生徒数に関しましては、合併当時、平成17年には2,682人でしたが、9年後、今年度になりますけれども、平成26年には28%減の1,949名、合併から15年後の平成32年、昨年生まれた子供たちが小学1年生に入学する年は35%減の1,743人、65%となっていきます。しかし、学級数は、福富小学校以外、全校既に1学年1学級ですので、今現在54学級ですけれども、平成32年の学級数も今年より1クラス少ない53学級となります。ことし、白石町では、福富小学校をモデル校といたしましてコミュニティスクールが立ち上がりました。保護者や地域住民の方が学校運営に直接参画していき、学校と地域の両方の視線で子供たちを育てていこうというものです。来年度以降、町内全域に拡充し、学校だけでは解決できない、そのような問題など、今の白石町の教育を補完するものとして取り組んでいきたいと思っております。

今年度、国の施策におきましても、地方創生会議による人口減少対策として総合戦略、そして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正などによる教育組織の改正、総合教育会議の創設に係る首長部局との連携、また10月に入りまして、文部科学省では複数の学校で1つの学校運営協議会を設置しようとするなどの現行制度の見直しなど、また10月末には、独立した小学校と中学校が統一のカリキュラムで学ぶ小中一貫型の小中学校など、中央教育審議会がまとめ、文科省は制度化に向け、来年度、改正案が国会に向けて提案が進められております。これまで6・3制見直しなど、教育の大きな転換期を迎えているものと思われまます。財源的な面からも申し上げますと、平成32年には、先ほど来協議があつております地方交付税算定がえによる10億円相当の一般財源の減額、施設整備に係る国庫補助という面から申し上げますと、その基準となる総務省の公共施設総合管理計画の立案などの作業が控えております。

議員御質問の小・中学校の統廃合につきましては、こういった動向に注視し、白石町の教育がどうあるべきか総合的に勘案し、決しておくれることなく、近い将来、議論していかなければならないと思っております。

以上であります。

○内野さよ子議員

今、学級数、人数とかおっしゃっていただいて、合併当時から比べると平成32年には35%減ということで、大変厳しい状況になります。でも、それでも学校は運営できる状況かなと、32年ぐらいまではですね、思っています。この白石町の教育というのは、ページ72ページですけれども、学級数とか人数が書いてあります。これを見ると、各校区ごとの人数の把握がとても顕著にわかりますけれども、例えば小学校は余り変化がありません。ところが、ずっとそれがだんだん年がたつていって中学校になりますと、白石中学校については、平成26年と32年を比べると約100人ぐらい白石中学校が減になっています。このデータは本当なのかなと思いましたが、福富中学校と有明

中学校は逆にふえています。そういった状況で、地域による減とか増とかが考えられるのかなと思います。

そういうふうなことで、先ほどおっしゃった小中一貫とか統合とかというの、何か仕組みづくりが、いろいろパターンが出てくるのかもしれないなというのをちょっと思ったところでした、これを見ていて。小中になるところもありますし、白石地域に関しては全体的に縮小してくるので、その辺のところも学校同士とか、いろいろパターンが考えられるというふうに思ったところでした。このデータ合ってますよね。福富は40人ぐらいふえています。そうですか。有明も、間違っていないと思いますが、白石が逆に100人も減っているという現状に、私もこれを見てびっくりしたところでしたけれども、そういうふうなことを考えていく時期に来ているということで、今答弁もありましたように、徐々に考えていきたいということでしたので、ぜひそのほうもよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

それから、通学距離というのにもこれに書いてありまして、通学距離というのが68ページに書いてあります。これを見ますと、子供たちも4キロ以上というふうな子供たちもかなりたくさん町内にはいまして、町内の子供たちが、小学校では50人ぐらいの子供たちが4キロ以上の、学校からですね、通っていくとか、もう既に今の現状でも、かなり白石は広いので、こういう現状の上に合併とか統合とかになりますと子供たちの負担が大きくなるなという、そういうマイナスイメージもかなりあるなというふうに思っています。それで、こういうふうなものについては、北明小学校が徒歩と自転車になっています。で、福富小学校は18人もの子供たちが徒歩で、全ての子供たちが徒歩になっていますが、北明小学校は自転車も可能なのに福富小学校は可能でない、その辺のバランスはどう考えていらっしゃるのかなとこれを見ながら思ったんですが、このままの現状で今進んでいるんですね、このとおりに。その辺はどうなっていますかね。自転車はだめなのか、子供たちがですね。

○江口武好教育長

白石町も、北明小が非常に距離が長い、大体小学校は一般的なあれでいけば4キロ以内というのが通常のあれで、中学生が6キロ以内というのが標準の通学距離の目安でございます。新拓地域とか、いわゆる新明、新拓の干拓地というのは後ずっと加わったもので、その手前で学校はずっと点在をしてつくられてきたわけです。当然、そこには距離が出てくるということで、基本的には学校が安全教育、その辺の学校経営の一環として学校が決め出すものと。そういうことで、ばらつきと言ったらおかしですけど、こういった差が出てきているということでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

統合のことはその時点では余り考えていませんでしたけど、七、八年前に一度自由校区のことについて質問をしたことがあります。実は、白石小学校の前の地域、今現在の県道の前はこちらの隔てた北側になりますが、そこは六角小学校に行っていますね。白石小学校の前にある地域ですね、あそこは六角小学校に行っています。207号

線を渡って六角小学校に行っていて、それから六角小学校の南あたりになります揚田地域、ここは白石校区になっていて、白石の小学校に通っていて、そのときに自由校区はどうして進まないのかという質問をしたことがあります。そういうふうなことで、今自由校区にしてあるのは有明にもありますが、将来的にそういう合併の話も出て、今さら言うのもあれですが、子供たちに対する安全とかも考えたら、本来は白石小学校の前にいる子供たちは白石小学校に行ったほうが安全的な面からも考えてとてもいいと思いますが、今の現状では考えてらっしゃらないと思いますが、今さらしてもという思いも私もありますけれども、PTAとか保護者からそういう意見が出ていないのかですね、今現状でも。その点はどうでしょうか。

○本山隆也学校教育課長

現在の校区の状況についても少し、距離的にですね、こっちのほうが近い、こっちのほうが遠いのに近くの学校に行けない状況は確かにございます。現在のところ、そういった学校からの、あるいはまたPTAからの意見としては直接的にはいただいていない、しかし十分そこら辺には耳を傾けて、どういう状況かの把握についてはしっかりしていかなければならないと思っております。

○内野さよ子議員

そういうふうなことも含めたという意味で今発言をしていますけれども、そういった目の前にある学校に行けなくて遠くの、しかも国道を渡って行かないといけないような状況とかですね。どちらにしましても白石町は広いので、簡単には統合とかそういうふうなことも難しいだろうなということは考えていますけれども、いろんな視点から考えてじっくり議題に上げていただきたいなということを思っています。統合とかができないならば、そういうふうなことでも考えていくような仕組みづくりがぜひ欲しいなというふうに思っています。

それで、2点目に上げているのは、学校の統廃合に関するところで今回総合計画の中にも町民アンケート調査というのをなされています。その中にその項がありましたらお答えを願いたいなということで上げているところですので、アンケートの結果とか、お知らせすることがあれば聞かせてほしいなというふうに思います。

○片渕克也企画財政課長

今般、第2次総合計画を策定するに当たり、町民アンケートを実施をしたわけでございます。町民アンケートは、町民の中から無作為に2,000名の方を抽出して調査を行いました。回収結果としましては、2,000名にお願いして711の回答があってございます。回収率35.6%というふうな状況になっております。このアンケートの設問の中に、少子化等今後進んでいくことが当然想定されますし、先ほど学校教育課長がお答えしたような国全体の流れ等々も勘案しまして、小・中学校の統廃合に関する設問を設けております。

まず、設問の内容でございますけれども、全国的な少子化の中、子供たちの教育環境の向上を図るため、通学区域の見直しや小・中学校の統廃合及び小中一貫校などが

議論されていますが、本町の小・中学校の統廃合についてどうお考えですかという内容の設問でございます。答えは選択式としております。早急に統廃合を考えるべき、将来的には統廃合を考えるべき、複式学級でもよいから現在の小・中学校を維持すべき、それと詳しい説明がないとわからないというふうな4つの選択肢を設けております。この中で、結果的に申し上げますと、早急に統廃合を考えるべき、あるいは将来的には統廃合を考えるべきという回答が382件ございました。これ合わせまして53.8%の方の御意見というふうなことでございます。また、複式学級でもよいから現在の小・中学校を維持すべきというお答えが188人、26.4%となっております。そのほか、詳しい説明がないとわからないとされた方が104、14.6%、未記入が37、5.2%というふうな結果となっております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

これらの方々については理由も書く欄があったのではないかなと思いますが、理由についてはメリットとかデメリットとか、そういうふうなことを考えると、保護者の立場になれば私も、なるべくなら統合せんでもらいたいとか、いろいろ思っている欄もあったのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

自由意見と申しますか、それにはそれぞれ意見があります。例えば、一学年が20名以下が続くようであれば統廃合を考えるべきとか、一学年で2学級以上ができるような体制がいいのではないかなとか、少子化だから仕方がないというふうな意見もございました。そのほか、小中一貫の学校を考えてほしいというふうな意見もございました。意見としてはそういった意見がございました。そして、傾向と申しますか、いわゆる年齢の傾向でございますけれども、今まさに子育て真っ最中と申しますか、ちょうど20代、30代、ここらあたりは統廃合については比較的、割合的には否定的な方が多い、逆に40、50、60代というのは統廃合をすべきという割合が多いというふうな結果になってございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

若い人たちがと今最後に言われたのが印象に残りますが、本当は私たちのような高齢期に向かう人たちとか、そういう世代が伝統もあるので残してほしいとかという意見が強いのかなと思いましたが、現実には、財源も乏しいのでとか、将来的なことを考えるととかという御意見があったということには、ちょっとびっくり、驚いているところです。そういったことで、余りそういった年齢の方はこだわりがないのか、若い人たちは自分の子供たちをやるので、近いところで少ない人数で受けさせたいというふうな思いが強いのかなというふうな印象がありました。そういうふうなことも含めていろいろ検討してくださると思いますが、町長、このアンケートの結果を聞かれて印象的にはどうですか。

○田島健一町長

先ほど、アンケートの詳細のところを企画財政課長が申し上げましたけども、私もこのアンケート結果を見て一番びっくりしたのは、議員と同じように、年配の人たちは合併しても、統廃合もいいんじゃないかという意見のほうが多くて、若い人たちは、いやいやというような意見でございました。むしろ私は、昔の歴史とか、小学校の校歌がなくなるとか、中学校の校歌がなくなるといふことで、年配の人たちが逆に反対かなと思っていたんですけども、そうじゃないようなアンケート結果となつてございます。私は、今後この統廃合の問題とか区域の問題については、行政のほうから起こしていくというよりも、むしろそういった地域の人たちが、PTAとか父兄さんとか年配の方たちからいろんな意見が出て、そして議論する場に持っていったらいいなというふうに思っております。

○内野さよ子議員

町長もいろいろ御感想をお持ちですが、直接の教育長は印象的にはどんな感想をお持ちでしょうか。

○江口武好教育長

自治法の244号に公の施設という項目がございます。学校も白石町にとっては公の施設であると、これは文部省の局長答弁にもありました。そして、公の施設であれば、そこを利用する人がどうか、どういうふうに考えられるかというのが一番問題じゃないかなと思います。小・中学校におきましては、小・中学校に子供を毎日通わされます。だから、その通わされるというのは学校の教育力、指導力を利用に通わされると、だから教職員はしっかり研修を積んでしなくては行けないと、子供に教育をします。ところが、幾ら頑張っても規模、さっきの17年度から見ましても26年度まで七百何名が減っております。そういう規模のときにどういった利用価値があるのかどうか、その辺の観点から町民の方が、50%ですか、50%を超える方が統合云々というふうなことが出されたのかなと思っております。その結果は真摯に受けとめながら、とにかく白石町の教育がレベルが落ちないように、それはしっかり担保しなくては行けないということで今後のあれを考えていくべきなのかなと私は考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

こういう問題は、さわったら傷がつくような、とてもデリケートな問題だと思っております。でも、今ある私たちが少しでもそのことに向かつて考えていったりすることによって、そのときには結びつかないかもしれないことでも考えているステップというのはとても大事なことだと思うので、真剣に考えていただいて、町長おっしゃったように町民の皆さんから声が上がったりすることもあるかもわかりませんので、そういったときには、今こういうふうな状況ですよという説明をしながら、考えながらやっていただきたいなというふうに思ったところでした。

時間ですので、以上で終わります。ありがとうございました。

○白武 悟議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

10時37分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。
大きいテーマでございます。米価が下落というふうなことで、厳しい農業経営を乗り切るための方策をというふうなことでお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

米の収穫も終わりました、今、農家の方々、裏作でございます。タマネギの植えつけなり、あるいは麦の播種というふうなことでいろいろ頑張っておられますけれども、ごらんのように天候が不順というふうなことで、非常におくれている状況かというふうに思います。ことしは雨に流される年じゃないかなという、そういった思いでございます。

米の、米といいますか、稲の2014年の収穫につきましては、記録的な夏の日照不足、そしてまた長雨による生産の抑制というふうなことで計数も少ないというふうなことから、全国的には作況指数も101というふうなことで豊作でございますが、佐賀県におきましてはせんだって94から92に作況指数も修正をされたところかというふうに思います。そしてまた、青死米といいますか、いわゆるくず米が多いというふうなことで、品質的にも悪いようでもございます。今年度、米の直接支払い金が10アール当たり1万5,000円から7,500円に半減をされた、そしてまた今年度の収量減による不作、そしてまた生産費の高騰、それに追い打ちをかけるように米価の下落というふうなことで、非常に農家は大打撃を受けておるわけでございます。そういったことで、まず第1点目に、米価の推移と現状はどのようになっているのかというふうなお伺いをしております。よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

米価の推移と現状はどうなっているのかというふうな質問でございます。

米の概算金につきましては、農協に米の販売を頼んだ農家に対し、農協が米を引き取った直後に支払うもので、前払い金または内金とも言います。農協は、卸売業者などに売れる価格を予測いたしまして水準を設定しまして、実際の販売価格が予測を上回った場合は農協が追加払いを行うというような仕組みでございます。まず、この件につきましては、資料要求がっておりますので、7-1の資料の過去5年間の米価

の概算金について若干説明をいたしたいというふうに思います。

なお、資料の提供元はJAさが白石地区支部で、金額につきましてはJAさが全域同じ額というふうに聞いております。

まず、26年産米の概算金は、うるち米で平成25年産を60キログラム当たり2,000円を下回る8,000円となり、近年で最も安かった22年産米を500円下回る結果となっております。これにつきましては、米の消費量が減少し、在庫量が過剰になっているのが価格低迷の原因かというふうに思います。一方、米の生産費につきましては、7-2ということで、資料要求があつてますので提出しましたが、最新のデータであります国の農業経営統計調査による25年産米の生産費によると、佐賀県では10アール当たり生産費が11万2,884円となっております。60キログラム当たり生産費に換算いたしますと、1万5,295円となります。資本利子、地代を除いた費用合計は10万4,303円で、60キログラム当たりでは1万4,133円となり、仮に平成26年産に平成25年産並みに約1,500円の追加払いが支払われたとしても60キログラム当たり約4,600円程度のマイナスとなり、米生産農家の所得に与える影響が非常に心配されるところでございます。

このような中で、国では平成26年産米への緊急対策といたしまして、1つ目に、当面の資金繰り手当てとして農林漁業セーフティー資金の融資の円滑化や無利子化、既存資金の償還猶予にかかわる関係機関への要請、米の直接支払交付金の年内支払い、2点目に、ならし対策の運用の改善、3点目に、早期の追加払いの要請、4点目に、26年産主食用米の周年安定供給のため、売り急ぎ防止対策等を実施するように関係機関に通知がなされているところでございます。

なお、先月28日には、平成27年産主食用米の各県への配分が示されております。佐賀県は13万8,420トン、前年対比2.4%というふうな配分がなされたところで、今後、各市町への平成27年産米の生産数量目標の設定などの対応を行うこととしてますので、町といたしましても情報収集に努めながら、再生協議会の中でも適切な周知に努めていきたいというふうに考えております。

○井崎好信議員

先ほど課長のほうから資料の説明をいただきましたが、概算金におきましても6年間のデータを出していただいております。うるちでは、主要3品目で一律1斗で8,000円と、26年度8,000円というふうなことでございます。昨年度からは2,000円安く、24年度は1万2,000円というふうなことで、4,000円の低下というふうなことになっております。追加払いを見込みましても、千幾らやったですかね、1,500円等の追加払いを見込みましても、生産費を大きく下回って4,600円程度の赤字じゃないかというふうなことでございました。そういったことで、ことしの農家が受け取る米の代金というようなことが非常に少なくなって、所得が下がっていくというふうな状況かというふうに思います。

ひよくもちが今8,000円の支払いがなされておりますけれども、せんだって農協、JAの理事さんとお話をしておりましたら、5,300円の追加払いがあるというふうなことをお伺いをしたところでございます。モチはニーズといいますか、需要が大きいというか、作付も少なくなった上に需要が大きいからこういった状況かと思っております。

れども、モチの場合は5,300円の追加があって1万3,300円ですか、非常にモチだけが突出しておるわけですが、しかし白石町はなかなかモチにいきなり転換、シフトするような状況じゃないというふうに私は思っております。モチにつきましては限度数量もございますし、どうしても裏作重視の町でございますので、なかなか転換は難しかなというふうな思いでございます。

それでは2点目に、先ほど来お話しでございますように、米価の下落によって農家の収入減に対応するために、収入減少影響緩和対策、いわゆるならしという制度がございますけれども、この制度の仕組み、あるいは本町の農家の加入率はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○赤坂隆義産業課長

収入減少影響緩和対策の仕組みと加入率という質問でございます。

まず、収入減少影響緩和対策、いわゆるならしの制度でございますが、これにつきましては、当年産の販売収入の合計が標準的収入、これは過去5年間のうち最高、最低を除く3カ年の平均となっております、これを下回った場合に、その差額の部分の9割を国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補填するような仕組みでございます。交付対象者につきましては、経営規模が4ヘクタール以上の認定農業者または20ヘクタール以上の一定の要件を満たす集落営農となっております。ただ、平成27年産からは規模要件がなくなりまして、認定農業者、集落営農組織、認定就農者となる予定でございます。交付対象品目につきましては、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料、バレイショとなっておりますが、当地では米、麦、大豆に限られると思います。

なお、平成26年産限りの処置でございますが、ならし移行のための円滑化対策といたしまして、規模要件が残ります収入減少緩和対策に加入できない方の27年産からのならしへの移行を円滑に進めるため、平成26年産に限る国の予算措置といたしまして、農業者の拠出を求めずに対策が実施されます。対象品目は米ということで、補填額につきましては、26年産のならし対策で米の補填が行われる場合で、ならし対策の国費相当分の5割を交付するというようなものでございます。

また、加入率につきましては、26年産の米、麦、大豆の作付者は、集落営農組織70組織で2,468名の方がおられます、と、個人144名で、合わせて214経営体でございます。そのうち平成26年度のならし対策加入者は、集落営農組織70と43個人、合わせて113経営体でございます。平成26年の特例でありますならし移行円滑化対策の特例対象者、いわゆる4ヘクタール以下で集落営農組織でない方が74名おられ、ならし対策加入と特例対象者を合わせますと187名の方が対象となりますので、加入率は214分の187ということで87%というふうになります。残りの13%、27名の方につきましては、自家消費等で販売をしない米の作付者ということになりますので、販売目的で作付をなされている方は、特例対象者も含め、実質100%加入されているということが言えると思います。

以上です。

○井崎好信議員

標準のといえますか、標準産で3カ年を下回ったところで対象になるというふうなことで、担い手なり、あるいは集落営農単位での加入というふうなことで、ほぼ100%が加入をされてるというふうなところかというふうに思います。本当に結構なことだろうと思います。米、麦、大豆が対象というふうなことで、ことしに限って米の5割減少ですか、5割以上の減少、5割に対しましても特例でこの対象になるというふうなことで、本年度14年産、また麦あるいは大豆の収穫というか、生産ができない段階ではまだわからないというふうに思いますけれども、課長のお考えとして、ことしの米価下落の中でどういうふうなものが対象になるのかどうなのか、お願いをいたします。

○赤坂隆義産業課長

本年産の26年産の米が交付対象になるのかという質問でございます。

答弁の中で申しましたように、仕組みが、標準的収入を当年産の販売収入が下回った場合に補填される制度ということで、当年産の販売収入は平成27年3月までの米価の相対取引価格の年産の平均で計算されることになっていきますので、現時点で交付対象になるかはわかりません。それがわかるのが、佐賀地域センターの情報によりますと5月の連休明けということでございます。ただ、今年産の米をめぐりましては、全国的にも過剰在庫を抱え、また9月時点の平均相対取引価格も低調ぎみとの情報があり、米価がこのまま低調な状況が続けば、ならしの補填があるのではないかというふうな、推測の域でしか今のところは言えない状況でございます。

以上です。

○井崎好信議員

推測で、交付されるだろうというふうな答弁でございましたけれども、農家は下落によって非常に大打撃を受けてるわけでございます。当然その分は減少になるわけでございます。こういった制度そのものといえますか、米価の下落をした、それに対してのならし対策といえますか、収入減の緩和対策をとっていただければという、農家といたしましてはそういう思いをするものでございまして、制度上どうしようもないわけでございます。そういうことも今後考えて、政府として制度を変えていくというふうなことも私は視野に入れたところで、もちろん我々町あるいは県でもそういう要請や要望もしていく必要もあるかというふうに思います。

先ほど冒頭に、米価下落対策でセーフティーネット、資金繰りといえますか、非常に所得が少ないと、一時的に少なくなったと、概算金も少ないというふうなことから、支援するために無利子で融資がされるというふうなことをお伺いしましたが、その内容、誰でも融資ができるのか、いろんな条件がないのか、その辺の内容を御説明をお願いしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

農林漁業セーフティーネット資金の内容というふうな御質問でございます。

国の平成26年産米への対応の中の当面の資金繰り対策といたしまして、農林漁業セ

ーフティー資金の融資の円滑化や1年間の無利子化としておられます。農林漁業セーフティーネット資金につきましては、日本政策金融公庫が行う融資制度でありまして、平成26年11月14日から26年産米価格変動に対応した特例制度を取り扱われております。この農林漁業セーフティーネット資金の概要につきましては、先ほど申しましたように、平成26年産の米価変動を受けた稲作を営む農業者へ、貸付当初1年間の利息を実質無利子化しようとするものでございます。

なお、資金を利用できる方につきましては、農業所得が総所得の過半を占める方または農業粗収益が200万円以上の方で、資金の使途につきましては、経営の維持安定に必要な長期運転資金となっております。借入額の限度額につきましては、600万円以内というふうになっております。また、借入利率につきましては、借入期間に応じて0.35から0.45というふうになっております。先ほど申しましたように貸付当初1年間は無利子というふうな内容で、平成26年産対応ということで、緊急対策として講じられているものでございます。

以上です。

○井崎好信議員

1年間の無利子というふうなことでございます。あくまで融資でございますので、借入額でございますので、償還が当然伴うというふうなことで、それにしましても資金繰りに困っている方は利用していただくものだというふうに思います。

それでは3点目に、担い手への農地集積は進んでいるのかということでございますけれども、米価の下落、生産費が高騰していく中で、生産費を抑えて作業効率を上げるためにも、農地集積による規模拡大は欠かせないものだというふうに思います。農地バンクが受け皿となって農地管理事業が進んでおりますけれども、白石町ではどのような状況なのかお伺いをいたします。

○赤坂隆義産業課長

担い手への農地集積は進んでいるのかという質問でございます。

担い手への農地集積を、集約化を目的といたしました国の制度といたしまして、今年度から新たに農地中間管理事業がスタートをいたしております。制度は、農地の出し手と受け手の間に農地の中間的受け皿となります農地中間管理機構を都道府県に1カ所設けることとなっており、佐賀県では公益社団法人佐賀県農業公社が佐賀県から指定を受けてその業務を行っております。

白石町では、担い手への農地流動化は進んでおりますが、担い手への面的な集約を図る点では、この事業の活用により大いに期待ができるものというふうに思っております。その仕組みにつきましては、農地の出し手、受け手のそれぞれの方が、機構が年2回行います公募に応募をしていただき、出し手から出された農地は公社の貸付先決定ルールに従いまして受け手への配分を行い、貸借の調整が調った農地は、出し手と機構との貸し付けの決定、受け手と機構との借入額の決定を経て受け手の耕作開始となります。この貸付先決定ルールは、出し手農地に隣接して農業経営を行っている借り受け希望者へ優先的に貸し付けを行うような仕組みとなり、担い手の方が効率

的、安定的に農業経営を行っていけるように配慮されます。この点で、担い手へ面的に集積を進めるために有効な制度と言うことができると思います。

佐賀県の農地中間管理機構では、年に2回、出し手、受け手の公募が行われますが、今年度は7月と11月に公募が行われ、来年度は5月と11月に公募が行われる予定でございます。町では、7月の公募で4名の出し手の方から8筆、3.04ヘクタールの貸付希望の申し出があり、また20名の受け手希望の申し出がありました。これを、貸付先決定ルールに従いまして4名の担い手の方に配分をいたしたところでございます。また、11月の公募では、29名の出し手の方から86筆、面積にしますと約35ヘクタールの貸付希望の申し出があり、また37名の受け手希望の申し出がっております。今後、貸借の調整を行った後に、来年の表作からの貸し付けというふうなスケジュールになる模様でございます。

なお、ことし11月の公募で35ヘクタールの申し出があったというふうに先ほど申しましたけど、これにつきましては1Bからの申し出がっております。そのうちが、1Bから20.4ヘクタールの申し出がっております。

このように、担い手への農地の集積、集約を目的に制度が始まりましたが、国ではあわせて、制度が早期に定着し、担い手への集積が加速するように、機構へ農地を10年以上貸し出した農業者や地域に機構集積金を交付されるとされております。

なお、7月に公募、貸し出しをされました4名の方には、経営転換協力金といたしまして今回補正の要求をお願いをしているところでございます。

このようなことから、住民の方が町のほうに農地のことで相談に来られたら、農業委員会で連携しながら中間管理事業の窓口としての業務を行っており、機構集積協力金の交付要件に合致されるような方へはこの事業の活用を誘導し、担い手への集積を進めているところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

担い手の面的集約を進める上で、農地集積事業、この中間管理事業が非常に結構な事業というふうなことを答弁なされたかと思えます。今年度の7月の時点で4名、8筆、3.4ヘクタールが、今回補正でも出ておりましたが、後、経営転換協力金として180万円が交付されるようになっておるようでございます。先般、私、県議会の一般質問をたまたまつけましたら見ておりましたけれども、この件につきまして質問がございまして、県でも借り手が189経営体あって、650ヘクタールが借り手の申し入れがございまして、で、貸し手、出し手が40戸で41ヘクタールというふうなことで、今課長の答弁では、これは何月の時点だったかは私も定かではございませんが、11月だったろうと思えますが、うちの町で29名が出し手、これは1Bの20ヘクタールですか、法人化によってのことだろうと思えますけれども、35ヘクタールというふうなことで、白石町の分がほとんど県のほうにも出ておったような状況かなというふうな思いでございます。

しかし、なかなか、今こういった経営転換協力金なり手厚い助成がなされる中で、まだまだ出し手が、ま、進むようにしていかなければならないというふうに思います。

非常に、白石町、本町は兼業農家も多いわけでございます。今、兼業農家の方も、米はつくるばってん裏作はつくってよかばいというふうな、期間借地等も非常に多くあるかと思えます。そういったことで、兼業農家が経営転換と申しますか、米価下落、先ほど生産費も高くなって赤字というふうなことから、兼業して百姓しよったばってん、米はつくったいどん、ちょっと預けんばと、こういった制度があるなら出さんばというふうな状況も私は見えてくるかなと思えます。そういったことで、今後いろいろこの制度、中間管理事業につきましては制度の説明もされておるといふふうには思いますが、もうちょっとその辺の周知を今後していく必要もあるかと思えますけれども、その辺はどういったお考えでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

担い手への農地の集積ということで、農地中間管理事業の周知をどのように進めていくのかというふうな質問でございます。中間管理機構事業の周知につきましては、7月、11月に行いました公募を行うときに、広報誌、またケーブルテレビ等で周知をしております。また、機構が発行しております制度概要のチラシを全農家に配布もいたしております。また、産業課のほうから農業委員会のほうに出向きまして制度の説明をして、また農業委員さんのほうから各部落に戻って周知活動をしてもらっております。さらに、12月の農業委員会だよりのほうでも周知をいたしたところでございます。また、集落営農のリーダー研修会での制度説明、また各集落営農組織での座談会、またJA集落の座談会での説明等で説明や周知に努めているところでございます。また、特に農地の出し手には経営転換協力金というような制度もあることを周知いたしまして、受け手には、地域の農地は地域で守るよう農協と連携いたしまして、集落営農組織内で拡大志向の農家の方には積極的に応募をしていただくように呼びかけているところでもございます。

以上です。

○井崎好信議員

いろいろと手段を使って周知徹底のためにしていらっしゃるようでございます。本当にそういった効果が出てくるようお願いしたいと思えますが、先ほど説明でも出し手の方が、どなたか指名じゃなくて、出し手の地域といいますか、集落営農内で受け手を公募されるような形、配分を、指名がない以上はそういう、そりゃ親戚、縁者の農家というケースもあるかと思えますが、なるだけ出し手のいらっしゃる農地の集落の範囲、集落営農の範囲の中で分散しないように、そういった形での配分を配慮をよろしくお願いしたいというふうにあります。

それでは4点目に、飼料用米の作付についてでございます。

農水省は、2015年の全国の米の生産数量目標を前年度より14万トン少ない751万トンと決定をされました。佐賀県の配分は、先ほど課長が答弁にもございましたが、2.4%のアップというふうなことでございますけれども、需要と供給のバランスが崩れて、民間在庫が本年度、2014年度では220万トンと膨れ上がって、来年、2015年には230万トンに達する見込みであるためのものでございます。みずからが需要動向

をつかみ、戦略的に主食用米から非主食用米の生産量を考えようとする機運が生まれ
ないとして、都道府県が目標よりも減らした場合は優遇措置として10アール当たり
5,000円を交付するようでございます。こういった中で、米価下落対策として、非主
食用米である飼料用米の作付拡大が本町でも可能なのかお尋ねをいたします。

○赤坂隆義産業課長

本町での飼料用米の作付拡大は可能かというふうな質問でございます。

飼料用となる稲につきましては、米の子実を鳥などの餌といたします飼料用米と、
稲の実と茎葉を同時に収穫し、発酵させて牛の餌とします稲発酵粗飼料、いわゆるW
C Sがあります。飼料用米は、県内では大豆の作付が難しい中山間地で主に作付がな
されております。平成26年度は、白石町での飼料用米の作付はございませんでした。
W C S用稲は約164戸で138ヘクタールの作付があっており、これは国がW C S用の稲
の作付へ8万円の助成を行うようになった平成22年度からすると、約10倍以上の作付
面積というふうになっております。飼料用米の作付拡大という御質問でございますが、
ここではW C S用稲も含めた飼料用となる稲についてお答えをいたしたいというふう
に思います。

まず、米の転作作物としての飼料用稲の位置づけですが、白石町の本年度の転作率
は37.5%であり、約5,000ヘクタールの水田のうち約2,000ヘクタールの転作がなされ
ております。そのうちの約半数の1,000ヘクタールは地域のブロックローテーション
で作付されます大豆で、W C S用稲が138ヘクタールとなっております。白石町
では大豆を転作作物の基幹作物といたしまして位置づけていますので、大豆の面積か
ら飼料用稲への転換ではなく、その他の転作作物からの転換により作付拡大を行って
いく必要があるかと思えます。純粋に飼料用稲の面積だけを拡大すると転作過剰とい
う事態になり、主食用米の生産数量目標、配分量に影響しかねない事態となります。
生産に関しましては、大豆のブロックローテーションとの兼ね合い、主食用水稲との
作付のすみ分けについて地域での調整を図ることが重要になるかと思えます。

次に、需要と供給体制ですが、白石町のW C S用稲はほとんどが町内の畜産農家へ
供給されております。町内畜産農家への供給量は、ある程度行き届いている状態では
ないかというふうに想像をしております。また、白石町の供給体制として、耕種農家
が作付し、畜産農家が収穫するという作業体系が構築されておまして、この作業面
においても畜産農家側はある程度飽和状態ではないかというふうなことが言えます。
W C S用稲の増産に当たりましては、県内では伊万里や唐津、県外では宮崎県や鹿児
島県などは十分に足りていないということも聞いておりますので、供給先として契約
できれば増産も可能かというふうに考えております。一方、県内の飼料用米につつま
しては、主に肉用鶏との供給契約がなされており、そのほとんどは大手飼料メーカ
ーとの契約であります。このため、供給契約量はある程度まとまった数量での取引とな
るため、個人での取引より、むしろ地域での取り組みになろうかと思えます。

飼料用米につきましては、平成26年度から、反収において交付金が10アール当たり
5万5,000円から10万5,000円まで変動する数量払いが導入されております。国の支援
策では、飼料用米やW C S用稲の交付金は、主食用米を生産した場合と同水準の所得

を確保できるように設定がなされています。ただ、飼料用米を転作作物として定着させるためには、栽培技術の確立、共同乾燥施設への主食用米への混入防止、牛や豚への供与の方法の確立など課題も多く、県段階では今現在、肥育牛へ使えるか試験段階というふうに聞いております。したがって、地域での飼料用稲等の作付につきましては、ブロックローテーションや水稻作付との調整を図った上で供給契約先とのマッチングができれば、作付拡大は可能かというふうに思っております。

以上です。

○井崎好信議員

飼料用米につきましては、今年度といいますか、26年産につきましてはまだ飼料用米は作付されてないと、皆無の状況というようなことで、WCSの畜産用の飼料用の稲が138ヘクタールというふうなことで10倍になったというふうなことで、しかしながらWCSも本町ではほぼ畜産農家の供給が頭打ちというふうなことだろうかというふうに思います。今後は政府も飼料用米に転換、シフトしていくというふうなことを打ち出しております。

今、飼料用米の品種もあるわけですが、ある地域で、農業新聞に掲載をされておりましたが、主食用米の品種で取り組んでいるというふうな地域もあるようがございます。そういったことによって共乾体制、荷受け体制がスムーズにできていくというふうなこと、そしてまた異品種の混入防止といいますか、コンタミと言いますけれども、そういった心配もないというふうなことから、もちろん交付金が、先ほどの答弁でも飼料用米は5万5,000円から10万5,000円ということで、収入に対して交付されるわけですが、主食用の品種は収量が若干劣るとは思いますけれども、WCSぐらいの、8万円ぐらいの収入にはなるかというふうに思います。先ほど答弁の中に、こういった飼料用米を作付を拡大していくと生産調整がオーバーするというふうなことでもございましたが、先ほど私も申し上げましたとおり、政府でもそういった目標をオーバーした場合には10アール当たり5,000円を追加払いするというふうな制度もございます。そういったことで、今本町は皆無というふうなことではございますが、だんだんこういった飼料用作付で、私も提案しますとおり、主食用の品種を使えばどうかその辺の環境整備もクリアできるんじゃないかなという思いでございます。その辺は課長、いかがでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

飼料用米の作付拡大のために主食用の米で取り組んだらという御質問でございます。今言われましたとおり、飼料用米は専用品種だけでなく、夢しずくなどの主食用品種での取り組みも可能で、どちらの品種においても飼料用米を生産するためには、国に新規需要米の取り組み計画書を生産年の6月30日までに提出しなければなりません。これは、需要に応じた生産や、主食用等への流通を防ぐための手続であります。

飼料用米の取り組みは主食用品種でも専用品種でも取り組めますが、メリット、デメリットはいろいろあるかと思っております。主食用品種での取り組みにおいては、メリットといたしまして、通常の稲作栽培体系として取り組みがしやすく、農機具などの新

規の投資が不要ということが言えるかと思えます。また、今議員言われましたとおり、異品種とのコンタミの防止には有効というふうな面がメリットではないかというふうに思われます。また反面、多収性専用品種に比べまして収穫量が少ないということで助成金が多くならない、また主食用として流通するおそれがあると。また、成分面で専用品種に比べ、主食用でつくりますとどうしても低たんぱく質というのがデメリットと言われております。実際、用途によっても異なると思いますが、二、三年前、本町で飼料用米を主食用の品種で取り組んだ方にお尋ねをいたしたところ、手続の煩雑さよりも、実需者、いわゆる飼料の会社の方から、低たんぱく質であり、今後は専用品種でとの要望があったということをお聞きしております。

いずれにいたしましても、飼料用米の取り組みにつきましては実需者との協定のもとに行わなければならない仕組みでありますので、今後の方針といたしましては、共同乾燥施設調整等も含め、農協や再生協議会の中でも協議しながら進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

J Aでも、飼料用米の取り扱いを全農で60トンを買取するというふうな報道もなされております。今後は、新たなそういう作物といいますか、そういったことも私はしていく必要もあるかと思えます。当然、生産目標を決めるときに農業再生協議会ですか、白石町の再生協議会の中で決定をされていくわけですが、そういった中で、初めての取り組みというふうなことから、どこか集落営農単位でモデル地域を選定をされて、そういったところでまず試験的に飼料用米の作付をしていけばというふうな思いでございますが、その辺はどのようなお考えでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

飼料用米の推進に当たりましては、モデル地区等をつくって生産をしたらというふうな御質問でございます。

言われるとおり、飼料用米での産地形成のためには地域一帯でのコンタミ対策、また低コストで効率的な流通体制の構築が必要かと思えます。県においては、今後J Aとの生産利用について協議を行いながら、多収性専用品種での選定、また種子の確保、栽培技術の確立、指導、共同乾燥施設での受け入れの実証、構築、牛や豚への供与実証を行い、飼料用米の転作作物としての定着を進めるということで計画がなされるようであります。

また、国段階においても、議員が言われましたとおり、飼料用米の取り組みの推進として、全農による生産者からの直接買い取り、また流通、販売も含めた仕組みが検討されているということもあり、町においても今後J Aと協議し、モデル地区を定めて、団地化や共同乾燥施設の利用再編の方策として飼料用米の受け入れ態勢の構築について検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

そのように町もこういった農業政策を先取りをしながら、農協、JAとタイアップをしながら農家所得の向上のために御支援をお願いしたいというふうに思います。

5点目に、小作料の改定、私はちょっと誤解で改定というふうな言葉を使いましたが、見直しというふうなことでお願いしたいと思います。小作料の見直しの時期はということでございます。

米価が低下をしていく中で、担い手農家が支払う小作料が大きなウエートを占めておると思います。先ほど、資料の説明の中にも、生産費の中で賃借料というのが非常に、2番目にウエートを占めてるところでもございます。農業委員会のほうでも一つの参考あるいは目安として小作料が設定をされております。見直す時期だと私は思いますけれども、お伺いをいたします。

○一ノ瀬美佐子農業委員会事務局長

小作料の見直しの時期はという御質問でございます。

標準小作料制度は平成21年度の農地法改正で廃止され、現在は、農政情報として賃借料の高額、低額、平均値を示すことになってるところでございます。賃借料についてはお互いの合意により決められるものでございますが、制度廃止に伴い、農業委員会といたしましては、賃借料の大半が標準小作料を参考に設定されていたことなど、その実効性と廃止に伴う影響を危惧し、独自の対応として、賃借料の目安となる標準賃借料を示していくことにいたしております。白石町農地標準賃借料設定委員会設置要綱を定め、委員会で審議され、農業委員会へ答申されるものでございます。この標準賃借料は白石町農業委員会独自の取り扱いであり、何ら法的根拠に基づくものではないでございます。

24年度の見直しでは、制度廃止前同様の試算で行われておりまして、稲作の過去5年間のうち最高と最低の年を除く3カ年での試算となっております。農地標準賃借料設定委員会では、試算表をもとに審議され、TPPなど農業情勢の先の見えない状況の中、4,000円減の答申となったところでございます。しかし、7-1の資料、概算金明細書でもわかりますように、米1俵当たりの概算金は、23年産と24年産を比較してみますと、24年産が、品種で違いはございますが、2,000円から2,500円高くなっております。今の農業を取り巻く情勢は、農政改革など不透明な状況でございます。また、裏作や国の交付金、助成金なども勘案し、審議する必要性などを考慮いたしまして、12月5日の農業委員会総会において来年度の見直しは実施を見送るということで決定をされたところでございます。見直し時期につきましては、今後、米や農産物の価格、国の支援など農業情勢を見ながら農業委員会において検討し、対応していくことになるかと考えてるところでございます。

また、賃借料の設定は、標準賃借料を用いた設定が多数を示しているところです。しかし、農地の条件で、宅地周り、面積が小さい、角が多い、排水が悪いなど条件が重なった圃場につきましては、耕作不便な農地として、話し合いにより標準賃借料以下の金額で決められる事例もございます。

以上です。

○井崎好信議員

農業委員会局長の答弁では、12月5日の農業委員会の総会の中で見直しはしないと、現状維持でいくというふうな決定をされたようでございます。こういった米価が下落あるいは生産費の高騰というふうなことで考慮しても値下げはないというふうな判断だったかと思えますけれども、いろいろ議論の中で、局長が雰囲気としてこういった雰囲気の中で、もうちょっと下げてもいいんじゃないかというふうな意見も多々あったのか、すんなり見直しじいくばいというふうなことで決まったのか、その辺は状況はどうでしょう。

○一ノ瀬美佐子農業委員会事務局長

12月の農業委員会総会においては、農業委員からはそのような意見は出なかったというところでございます。また、24年度の試算が米のみの試算となっております、その後の補助の交付金ですね、戸別補償とか二毛作助成とか、そういうのを試算に入れてなかったというような状況もございまして、意見が出なかったというところでございます。

○井崎好信議員

はい、わかりました。交付金も半分になったというふうなことも考慮すると、私はもう少しというふうな思いもするわけでございます。課長が答弁いたしましたように、当事者間で、これはあくまで参考であって、いろいろ田ん中の、農地の条件も違う中で、当然当事者同士が、貸し手あるいは借り手で話し合いでやっていくことも必要かなというふうにも思います。で、今農業委員会で借地をされてる、特に大型農家、担い手農家が多いと思いますが、どのくらいの面積があるのか、人数もわかれば、そこまで把握できてれば答弁をお願いしたいと思います。

○一ノ瀬美佐子農業委員会事務局長

26年11月現在で白石町の農地面積が5,918ヘクタールでございます。それに対し、利用権、賃借権を設定されてる農地面積は1,636ヘクタールとなっております。これは、流動化率といたしましては27.6%となってる状況です。利用権、賃借権設定につきましては、平成24年度684件、平成25年度625件、平成26年度、12月総会分まででございますが、540件となってるところでございます。

○井崎好信議員

白石町でも賃借地が27.6%というふうなことで、多くの小作がなされておるかと思えます。そういった中で、小作料、生産費の中でウエートを大きく占めるわけでもございまして、今後また政府のいろんな農業政策が、助成金等も低下していくような、あるいはまた米価が今後もっと下がるような状況の中であれば、そういったことも単年度単年度で見直しの時期を今後また考えていくべきものだというふうに思います。よろしくお願いたします。

6点目、最後になりますけれども、6次産業の取り組みで干拓の第1線堤防沿線で菜種の栽培はできないかというふうなことでございます。

6次産業の推進につきましては、今年度、専門の職員を配置をされまして迅速に対応されまして、2次募集までこぎつけられまして、合わせて10件の採択がされたというふうなことで、順調な滑り出しじゃなかろうかなというふうな思いでございます。これも田島町長の肝いりというふうなことで、本当に結構なことだというふうに思います。その中で、若手の農家のグループが、白石菜の花ですか、ファームが、菜種の栽培を裏作として昨年度行って食用油の販売までこぎつけられたというふうなことで、非常に好評だと聞き及んでおります。そういったことでこの質問をするわけでございますけれども、干拓の第1線堤防の空き地を利用した菜種の栽培ができないものか伺いをいたします。

○赤坂隆義産業課長

6次産業の取り組みで、干拓堤防の沿線で菜種の栽培はできないかという御質問でございます。

議員が言われる干拓堤防は第1線堤防ということで、所有者は農林水産省で、管理を佐賀県で行われてると思います。堤防内を当該目的以外に使用する場合、目的外使用をする者は国、県と事前に協議を行いまして、堤防等に支障がないと判断されると、利用者は多目的使用の申請を提出するということになります。事前協議におきましては、直接申請者より聞き取られ、具体的に使用目的や使用方法、使用期間などを提示することが求められるもので、その内容で判断されるということです。現時点で栽培ができるとかできないとかは回答はこちらではできない状況でございます。

以上です。

○井崎好信議員

今、干拓堤防沿いといいますか、樋門の南のほうに行けば海岸もりづくりというふうなことで、1キロ程度進んで、ことしの26年度も2月23日でしたか、もりづくり、今植林をされております。樋門から北のほうも幾らかその計画が一部されておりました、計画があるようでございますが、その先ですか、新拓の排水機場周辺あるいは八平干拓の下ですね、その沿線が大体4キロ程度私はあるかと思っております。20メートルにいたしましても大体8ヘクタールぐらいの空き地があるかというふうに思います。

その菜の花ファームの関係者の方にお話を伺いますと、それはもう借らるっなら結構なことですねというふうなことでもございました。ファームの方も、菜種も油もとって、そしてその油かすをまた土に還元するというふうなことをお考えのようでもございます。そしてもう一つは、菜の花が咲く3月、4月ぐらいの、白石町の観光用の一翼を担いたいというふうな思いもあるというふうなことでもございました。いろいろなそういった菜種をつくることによって一石二鳥の効果が出てくるかと思っております。所得にもなって、土に還元をして、そしてまた観光客もふえるというふうなことでもございます。あそこの第1線堤防もいろいろ整備もされて、ジョギングなり、あるいはウォーキングなりもできるような、堤防沿いはですね、なってる状況かと思っております。

が、そういったことも含めて、あそこを菜の花栽培でもされればというふうなことでの提案でございます。

先ほど課長も、これは農水省の管轄であって、県が管理して、使用目的、その辺がわかれば可能じゃないかなというふうな答弁もいただきましたが、今後そういったことも、もちろんグループの方々と一緒になって、あそこを借りると、借地として利用するというふうなところでの動きもしていただきたいと思いますのですが、どういったお考えでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

堤防沿線沿いが約4キロということで、約8ヘクタールの菜種の栽培ができるというふうなことでございます。これにつきましては、先ほど申しましたように県への協議が必要でございますので、申請者が町に相談に来られたら、関係課とも連絡等とり合って対応をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○井崎好信議員

そのように御申請を、グループの方々がお考えがまとまって申請をするというふうな段階になりましたら、よろしく対応をお願いしたいというふうに思います。

今までいろいろ多くにわたって、米価の下落に対しましていろんな方策をしていただきたというふうなことで質問をしてまいりましたが、町長は常に百笑という、百の笑いというふうなことを提唱されております。こういった状況の中、本当に笑い、しかめてばかりおらんばならんような状況の中で、こういった認識なりお考えなのかお伺いをしたいというふうに思います。

○田島健一町長

井崎議員におかれましては、米価下落に対するいろんな質問をいただきました。先ほど産業課長が答弁いたしましたように、ことしは作況が悪かったこともありましたけれども、平成26年産米につきましては、概算金に昨年と同じ追加払いがあったとしても、生産費に比べまして60キロ当たり4,600円は赤字になるというふうな答弁だったというふうに思います。このような状態が続けば、米はつukらない農家も出てくるんじゃないかなというふうに思っているところで、大変憂慮すべき事態に入っているんじゃないかなというふうに私は認識をいたしております。

議員の質問にもあります農業経営を乗り切る方策をということでございますけれども、現在の国の政策、制度において現実に合致していない部分については改革を、また農業経営者にはみずからの努力も必要なのかなというふうに思います。そういったことから、町といたしましても、農協と関係機関と連携をとりながら国や県に対して要請を行っていくとともに、農業経営者に対しましても指導、支援を行っていくことが必要であろうと、このように認識をしてるところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

ありがとうございました。非常に憂慮する事態だというふうなことで御認識をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、先ほど赤字と、生産費を引けば四千数百円の赤字というふうなことで、その赤字の補填は裏作なり、あるいは複合経営、ハウスなり、あるいはレンコンなりと、そういったことで赤字を補っている状況かというふうに思います。今後、こういった状況の中で生産コストの低減なり、あるいは農家の所得の向上に向けて一層の御支援をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○白武 悟議長

これで井崎好信議員の一般質問を終わります。
暫時休憩をいたします。

11時51分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

今回、3点について伺います。1点目が、地域基幹産業の振興のかなめである6次産業化について伺います。2点目が、地域のまちづくりのためのボランティアの推進、3点目が、防災のための旧堤防の活用について伺います。

まず第1点でございますけれども、6次産業化の進展について伺います。

6次産業推進係を創設されましたが、その進捗状況について、実は昨日片渕彰議員より質問があり、御説明がございました。簡単で結構でございますので、よろしくお願い致します。

○赤坂隆義産業課長

6次産業化の進捗状況ということですが、昨日片渕議員の折にも説明しましたけど、本年1月に6次産業が設置されまして、10月には白石町の6次産業化活性委員会を設置し、本格的に6次産業の推進に取り組んでいるところでございます。推進に当たりましては、6次産業推進事業補助金において1次、2次と募集を行いました。それで、10件の採択をいたしたところでございます。申請者からの企画書に基づき、6次活性化委員会の中で審査をしていくわけでございますが、その際、申請者が一番心配されているのが販路面であり、町といたしましては県主催で開催されます商談会あたりに積極的に参加されるよう要請をしているところでございます。

実は、本年1月に開催される催事につきましては、事業者に参加の要請をいたしまして、4名の方がエントリーされるようになっております。また、今年度は初年度ということもあり、職員についても各地に出向いて情報収集に努めたところでございま

す。また、加工業者の発掘という点では、白石の農産物を用いて加工したいというふうな方もおられて、今現在、農協さんとも連携をとりながら研究、開発がなされてるところでございます。生産者と加工業者、生産者と販売者など、このようなマッチング作業も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

午前中に井崎議員からありましたように、本年、米が本当に不作で、また米価も下がったということで、非常に農業所得が減収をしているという状況の中で、今年は農業の一番厳しい年になりました。これは、ことしは特にそういう意味では白石地区農業の転換期に来てるのではないかなと、そう思います。そういう中で、特に6次産業化ということに対しては本当に取り組んでいかないと大変な事態になるのではないかなと思います。そういうことで今係ができて推進がされておりますけれども、開始以来10件の要請があり、商品等もでき上がりつつございます。また、販路についても今から開始をされるということで、特に加工品の今実情、でき上がってる実情、品物と、それからまた販路についての方向性とか、今取り組んであることをお話をお願いしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

加工品の実績、販売状況というお尋ねでございます。

今年度創設しました白石町の6次産業推進事業補助金を活用された事業者のうち、れんこんの蓮茶、れんこん茶、れんこんパウダー粒タイプ、菜種油の3件が今現在販売をなされております。れんこん蓮茶、れんこん茶につきましては、現在、福富の直売所及び町内外の飲食店で販売がなされております。れんこんのパウダー粒タイプですけど、これにつきましては福富の直売所のほうで販売がなされております。また、菜種油につきましては、白石の特産物の直売所及び福富の産物直売所で販売されております。また、県内の直売所数カ所でも販売がなされてるようでございます。また、六次産業化法に基づく国の総合化事業計画の認定を受けられた方も町内にはおられます。その方についても、乾燥れんこん、れんこんの粉末、れんこん茶、乾燥玉ねぎの粉末、玉ねぎペーストなどの製造がなされておられます。いずれも新たな白石町の特産品として、売れ行きもまずまずのようでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

加工品もできつつございます。それで、白石産の菜種油、佐賀新聞に11月20日でしたかね、載っております、これが非常に好評であるということで、私も実は直売所に行ってきました。実際、品物を見てきましたけれども、非常に健康志向があって好評であるという話を聞きました。

それで、この菜種の油ですけれども、播種から収穫まで農家でして、そして油を搾るというのは自分たちはできないということで業者のほうに委託をして、そしてその

製品を販売をするということで、白石産ということで販売がなされていないということでありました。というのは、業者に菜種の種を持っていったときに、油にすると1釜大体12ヘクタールでいっぱいになるそうです。ところが、今作付してあるのが6ヘクタールということで、半分しかないということで、半分ということで白石産ということができないということで、県内産という名前でできてる。それが12ヘクタールで1回でできれば白石産というブランドで出せるということでございました。そういう意味では、非常に菜種は、播種も既存の機械でできるし、そしてまた収穫も、今のコンバインですかね、コンバインの少し機械を装置をつければできるということで、今の設備で栽培、収穫ができるということで、面積的に拡大ができる、そしてそういう意味では特産になるのではないかなと、そう思います。

そういう意味で、特に6次産業化、私も議員になりまして最初質問しましてもう2年近くなります。そういう意味では、係もできまして特産品もできつつあります。そういうとこで、いよいよ一つの大きな柱を、白石で一番適した、一番可能性のあるものを、柱を立てていく必要があるんです。いろんな分野にしていくことも大事ですけども、それをしながら、販路も拡大しながら、1つの産物に集約をして、それを推進していく、そういう段階に来てるんじゃないかなと。私は、白石産の菜種油が非常に健康志向ということで、少し油自体が高うございます、普通のお店で売ってある値段より高いですけども、非常に健康志向ということで需要が今から見込めるんじゃないかなと。そういうことで、菜種油の推進を、どうか町でも一つの柱として推進をし、もう少し拡大をし、そして販売ルートをつくって一つの大きな6次産業化の柱にできないかなと、私はそう思いますけど、いかがでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

6次産業で菜種を主力にという御質問でございます。

先日、今言われましたとおり、新聞等で掲載がなされておりました。白石菜の花ファームは、町内の若手11人の農業者で組織されております。昨年は多分4ヘクタールだったと思いますけど、ことしは6ヘクタールの作付がなされるということをお聞きしております。議員言われましたとおり、12ヘクタール分ぐらないと1釜にできない、それで白石産としては販売ができないというような状況でございます。で、菜種については水田の裏作といたしまして、11人のメンバーも若手、農業が専業でございますので、裏作との兼ね合いもあろうかと思っておりますけど、菜種に対する6次産業の主力作物として支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

菜種油だけではございませんけれども、6次産業化を進めていく中で、特に柱をつくっていくということは大事になって、これは町のほうでもしっかり推進を、どの品目にするかは別といたしまして、特化していく、そういう時期に来てるのではないかと。そういうことで、町長のほうによろしくお願ひします。

○田島健一町長

午前中も井崎議員のほうから厳しい農業経営を乗り切るためにということで、6次産業のほうのお話もございました。ただいまも溝口議員からも6次産業のことについての御質問でございますけども、ことしから始まったわけじゃないですけども、もう数年前から町内においては6次産業に向けた取り組みがなされておりました。白石町の中で一番最初に脚光を浴びたというのは、テンペじゃないかなと私は思います。白石町には転作として大豆をつくっていただいておりますけども、私は大豆も、もともとテンペもやっていたので、テンペやほかいろんなものにも変換できると思いますので、こういったものとか、米も米粉とかいろんなものができるかと思っております。白石町の特産品を加工するというのがメインになってほしいなという思いはございます、レンコンとかタマネギとかですね。

さらに、それ以上に、今回新たに菜種をチャレンジしていただきました。私もとにかく、先ほどの質問の中でも農業経営の方たちにも努力していただきたいというのを申しあげました。国とか県とか町とか、もう頼りにならんと、おどんたちはおどんたちですっばいというような気構えでやっていただければ、その後ろには私たち一番身近な町も支援するだろうし、その上の県だって、その上の国だって、頑張っておるけんが、これは支援ばせんばいかんねというふうになってくるんじゃないかなというふうに思います。だから、一番最初は私たちがチャレンジをしていかにやいかんかなというふうに思います。それで、1つのものということじゃなくて、初期の段階でございまして、先ほど言いましたように、いろんなことにチャレンジをしていただければというふうに思っているところでございます。

○溝口 誠議員

伸ばせるとこはしっかり伸ばしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次、2点目でございますけれども、ボランティアの充実について伺いたいと思っております。白石町ボランティア団体の現状と活動について、よろしくお願いたします。

○堤 正久保健福祉課長

白石町のボランティア団体の現状と活動についてということでございます。白石町においては、白石町ボランティア連絡協議会というのが設立をされております。事務局については、白石町の社会福祉協議会のほうで事務局を行っていただいております。この協議会に参加をして活動していただいている方たちが、今年度は29団体ということになっているところでございます。活動の内容ということでございまして、まず趣味を生かしての施設訪問、それから地域活動、レクリエーションや子ども・子育ての支援のボランティア、それから施設ボランティアといって施設の方たちのお手伝いをさせていただくというようなボランティア、それから読み聞かせ、手話ボランティアなど、個々のボランティアグループで活発的に活動をしていただいているところでございます。

ボランティア団体の連絡協議会の全体の中では、24時間テレビチャリティー募金活動、また高齢者福祉施設でのお話し相手のボランティア、老人クラブの方々の子供の

見守り隊、それからこの協議会の中ではふれあいバザーを開催をされております。それから、年1回ボランティアだよりというのを発行をさせていただいている、さまざまな活動を行っていただいております。そのボランティア活動については、社会活動、社会貢献、さらには御自身の健康や生きがいがいづくりにつながっているようでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

ボランティアで、学校教育の中でのボランティアの実施とその役割について伺いたいと思います。

○江口武好教育長

教育は、子供を通して新たな新しい社会をつくっていく営みだということで、そういったことがよく言われます。今、町内でも大人の方いっぱいボランティア活動なされておるわけで、当然小・中学校もその基盤となりますので、いろんなことをやっております。町内11校の小・中学校で、かなり学校は取り組みをしているところです。そして、これは全校的に、あるいは学年でだけじゃなくてボランティア委員会というふうなものもつくってるところもありますし、いろいろやっております。

その中で主にどういった内容をやってるかといいますと、例えば清掃活動、近隣の清掃活動をやる、あるいは缶を、アルミ缶ですか、を集める、それからキャップですね、ペットボトルのキャップを集めてお薬か何かにできると、それから募金活動というふうなものもございます。いろいろやっております。特にユニークなものでは、近くの駅舎の清掃をボランティアでやるというふうなこともございます。それから、これは数年前からですけど、子供たちがボランティア委員会とか保健委員会なんかと一緒に募金活動とか何かをやって、東日本大震災のところに応援のフラッグ、メッセージ、あるいは球根とか、それからヒマワリの種を送るとか、そういった活動もやっております。それから、社会教育関係でいきますと、8月十何日かに夏祭りがございます。福富で花火が上がります。その翌朝は早朝から、小学校6年生のときに北海道とか沖縄に行った元気ッズの子供たちが3年たちます、その必ず中学校3年のときは集めて、そしてごみとか花火の後とかいっぱいありますから、そういうのを集めてやってるところです。

何で小・中学校でこれだけボランティア活動をやってるかといいますと、これはボランティア活動をやることそのものも目的ですけど、狙いは、自分の将来的な、どういった社会人になるのかということと、助け合って生きていく、そういった大人になるためのあれをしてるということになります。例えば、学校教育法の31条には体験活動ボランティア云々というくだりがございます。社会教育法の14条にも、青少年に対して社会奉仕体験活動云々というくだりがあります。こういう法的なもの裏づけがあって当然学校ではやっていくということで、ただし何をいつどういう内容でやっていくかというのは、これは学校教育計画の中で位置づけてるという、それが学校の現状でございます。

以上です。

○溝口 誠議員

長寿社会課としての取り組みについて伺いたいと思います。

○片渕敏久長寿社会課長

長寿社会課のほうでの取り組みということでございますが、介護予防事業の中で介護予防ボランティアの育成ということで掲げておりまして、その中での取り組みがございまして紹介をいたします。

現在、白石町介護予防ボランティアの方が89名ほど登録をいただいておりますけれども、その方々が白石町社会協議会の事業でありますふれあい・いきいきサロン、ここに登録をしていただいております。ふれあい・いきいきサロンですが、介護予防と結びつけるために、町が二、三年前に作成をしました健康体操を実施をしていただくと。そこで運動機能の低下を抑えていく活動につなげていただくということで、その場でボランティアとして活動していただいております。

そして、そのボランティアの方々なんですが、介護支援ボランティアポイント制度のサポーターということで登録をいただいております。この介護支援のボランティアポイント制度というのは広域圏のほうで制度をつくっていただいております。趣旨は、介護ボランティアをすることによって社会貢献につながり、家でいらっしゃる方をこういうボランティアの場に出てきていただくことによって体も動かすし、手も使うし、また頭も使って考えていただくと、そういうことが将来の御本人の介護予防につながるというところが大きな目的の介護支援ボランティアポイント制度でございます。このポイントは、1時間1ポイントとして換算をされます。1日に何時間もボランティアに携わられても、上限は2ポイントまでということになっております。そして、それぞれの方で違ってくるわけですが、年間最高50ポイントを上限に1ポイント100円の換算で、年度が終わったときに、そのポイントに応じた換金ができるというような仕組みになってございます。

○溝口 誠議員

このボランティアは本当に多岐にわたっております。子供さんからお年寄りの方までですね、年齢的には。で、各分野にもボランティアというのは広がっております。そういうことで、特に白石町の場合は先ほど29団体ございまして、登録してある方が5,724名いらっしゃいまして、その中でボランティアを目的とした人が135名いらっしゃって、そしてまた趣味を生かしたボランティアが90名、あと企画団体としまして老人会とかさまざまなグループがありまして、そこに所属をしている、婦人会とか食改とか民生委員とか商工会女性部とか、そういう団体の中にいらっしゃる方が5,499名、合計で5,724名。この企画団体の5,499名全員がボランティアをされてるというわけではございません。その中からボランティア活動をされてるということです。

そういうことで、白石町が新しくできまして10年たちますけれども、社会福祉協議会にお尋ねをしたところ、非常にボランティア団体が少なくなっていると。なぜかとい

えば、高齢化して、団体として存続ができないということで取りやめていらっしやるということで、全体はよくわかりませんが、旧白石町なんかは合併当時23団体がございましたけど、今は10団体しかないということで、今の課題としましては、ボランティアを推進していく上においてはボランティア団体をどうやって確保していくか、ふやしていくかということが大きな大きな課題であるというお話でございました。そういうことで、ここの地域活性化の取り組みとしてどうやってボランティアの団体といますか、ふやしていかれるか、充実させていただくか、伺いたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

お答えをさせていただきます。

ボランティア連絡協議会の中には、その他の団体ということでNPOの蓮の実さんとかボーイスカウト白石の第1団、それから地域婦人会の連絡協議会、老人クラブ連合会、それから民生・児童委員協議会、食生活改善推進協議会、手をつなぐ育成会、商工会の女性部、このような方々が参加をされております。連絡協議会の構成員以外の方では、企業、その他の組織の団体の社会貢献とかございます。それから保護司会、それから母子保健推進員さん、それからことし結成をされておりますけども、婚活のサポーターなどもボランティアであるのではないかなというふうに思っているところでございます。

地域では、白石の社会福祉協議会の事業で行っていますが、地区住民さんが心身ともに健康で生きがいを得られる一助とするため、地域の集会場等に集いながら交流するサロンとか、いわゆるふれあい・いきいきサロン等を企画、実践をいただいている方など、小地域福祉活動についても社協を中心に、少しずつではございますが、広がりを見せております。

先ほど議員の御質問にもありましたが、ボランティアの団体がなかなか減少傾向にあるということでございます。そういう団体を育成、どういうふうにしてふやしていくのかということでございます。町といたしましては、ボランティアの方を行政主導で団体をつくってやっていくというのはなかなか厳しい面があるのではないかなというふうに思っております。各組織、団体で行われてるボランティア団体から参加要請とか、そういうものがあるときには町の職員等も積極的に参加できるように啓発活動をしていきながら、その活動を側面から支援をしていきながら団体の活動というのを援助していきたいなというふうに、応援をしていきたいなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

私がなぜこのような質問をしてるかといえば、地域活性化ということで、高齢化、そして少子化、そして人口減少という、そういう我が町でございます。そういう中で、地域を支えていくというのは自助、それから公助、これは本当に公助もしっかり手を差し伸べなければいけませんけども、自助にしても公助にしても限界がございます。あとは共助でございます、共助。お互いが、地域の方が地域で守り合っていく、支え

合っていくという、この共助の形ができていかないと、先ほど言いました少子化、高齢化、人口減少、これに対応はできないと思います。

そういう中で、今ボランティアが10年前からすれば半減してる、先細りになってる、地域がしっかり地域で守っていけるのかという現状がございます。私は、そういう意味では、特に学校においてもコミュニティスクール、福富小学校でことし4月から実施されてます。これも地域の方が、ある意味ではボランティアです、ボランティアの方が子供たちを育てていく。それから、前にも質問しました地域包括ケア、これも介護と医療だけじゃなくて地域も巻き込んで、そしてお年寄りの方を見ていくという、これも一つはボランティアです。それをしていけないと地域が成り立っていかないと状況ですので、私は今質問をしてるわけです。

そういうことで、ボランティアといえば、社協の方にもお話ししましたが、特に若い人が参加される方が少ないと。なぜかといえば、仕事等で忙しくてボランティアなんかできないという状況であるということで、年配の方がされる。だけど、年配の方は年をとってもうできないという状況になってきてる。ですから、ボランティアの概念を私は変えなければいけないと。仕事を休んでするのが、時間をつくってするのがボランティアという感覚ではなくて、自分の生活の中で、生活をしながらボランティアをしていくという、そういう意識を町民の方が持っていただければ、もっとボランティアが地域の中に根差していくと思います。

例えば、お年寄りの方が隣にいらっしゃって、買い物ができない、スーパーに行けない、けど隣の若いお嫁さんに、買い物に行ったついで卵とあれとこれを買ってきてくれんねてお金ば差し上げて、買い物に行くときについでに買い物をして、そしてお金を預かって品物を届けると。だから、休む必要はないわけですね。休む必要はない。自分の生活の中です。また、新聞紙を集積場に持っていく、そんなとき隣のお年寄りの方が運べない、一緒に運んであげるとか、そういう輪が広がっていけば、私は地域が地域で支える体制ができていくと思います。そういう意味で、大きなくくりでボランティア団体をつくることも大事ですけども、そういう小さな小さなボランティア活動の輪を広げていくことが、今から、言いましたように少子化、高齢化、それから人口減少、これに大きく私は貢献できると思います。そういう意味で、町長、いかがでしょうか。

○田島健一町長

ボランティアの充実ということでございます。昨今におきましては少子・高齢化の中で、またコミュニティといいますか、人間関係も希薄になってきてる世の中においては、なかなかボランティアについても少なくなってきたのは現実かなというふうに思います。殊、私のことを申し上げますと、年は64になるわけでございますけども、小さいころからボランティアという概念は、私には当時なかったというふうに思います。最近になって、社会貢献、自分ができることは人にやってやろうというボランティアですね、奉仕の精神が生まれてきてるわけでございますけども、先ほど教育長の話でもありましたが、学校においてもそういったことを今教育をされている。私もそういう教育を受けていたらもっともっとあったのかもわかりませんが、ちょ

っとやっぱり薄いのかなという気がいたします。これは、先ほど課長の答弁もありましたように、役所が強制するわけもいかないものですから、そういったものが自然と生まれてくるような仕掛けを、そこんところは私どもの役目かなというふうに思います。

もともとはボランティアというのは無償でやってやるという、例えば3・11の東北の大震災の後も、都市部から相当な若者たちが仕事を休んでボランティア活動をされたのを私たちもテレビ等々で見たわけでございますけども、社会そのものがボランティアは会社休んでもいいよというような仕組みになりつつあるのかなという思いもいたします。そういうことからして、私どもも今の中で町としてどういったことでボランティア活動を支えていけるのか、いろいろ研究、検討してまいりたいというふうには思います。

以上です。

○溝口 誠議員

先ほど言いましたように、小さい子供さんからお年寄りの方まで町民みんなが参加できるようなボランティア体制をつくり上げるということで、1つ例でございますけど、ボランティアをすともらえる地域通貨ということでされてるところがある。これは岐阜県の可児市というところでございます。ことし4月から、ボランティア活動にポイントを付与し、地域通貨に交換できる社会貢献システムを開始をされております。先ほど長寿社会課長からありましたように、ポイント制やったですかね、ポイント制を社協のほうでされてるということでありましたけども、これの、今は社協の分だけですけども、全体的に、町全体でできるシステムがここの可児市でされてます。

少子・高齢化が急に進む可児市は、社会保障費の増大によって、今後子育て支援や高齢者支援といったこれまでの行政サービスを維持することが困難になると予想されて、そこで同市はボランティアのポイント制度と地域通貨を組み合わせ、地域の支え合いの仕組みづくりと地域経済の活性化を同時に図る社会貢献システムを策定して、4月から3年間のモデル事業として開始をされた。

どういう内容かといえば、ボランティアをすると実績に応じてポイントがたまりません。それを地域通貨、ケアマネーといいますけど、地域通貨にします。これ有効期限が1年、に交換して、市内の協力店で商品やサービスの購入に使用できるというものです。これは限定されてます。本の読み聞かせや防犯パトロール、子育て世代の安心づくりを目的としたボランティアと、家庭内の困り事支援や移動支援など高齢者の安心づくりを目的としたボランティアが対象であると。対象をある程度限定はされてますけどね。その中で、1時間につき1ポイント、1日2枚しか発行しないと。年間100枚が上限であると。1年間ためたポイントを交換する、手帳に張ったものをですね。そして、10ポイント当たり1枚が1,000円。ですから、最高で100枚ですから1万円になりますね、お金に換算すると、最大ですね。それを地域の商店街等で購入ができるということです。

ボランティアというのは無償であるということなんですが、ここはポイント制にして換金ができるということですのであります。そういうことで、今年度は400人の登録、

今300人だそうです。これをシステムを機にボランティアをする人がふえてほしいという、またケアマネーが全市民に親しまれ、まちづくりに活用されるといいということで、ことしから取り組んであります。こういうのも一つ大きな、皆さんがボランティアをする機会になると思います。こういうことも大いに参考にしながら、またこれ以外もあると思います。いろんな啓発等あると思いますけども、とにかく身近な、そして誰でもできるボランティアの輪を広げていくような、そしてまたそういう町でありたいと。地域は地域で支え合うという、そういうまちづくりをどうかしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に3点目でございますけども、防災時の旧堤防の活用について伺いたいと思います。旧堤防の管理はどのようにされていますでしょうか。

○嶋江政喜農村整備課長

旧堤防の管理はどのようにされているのかという御質問でございます。町内における旧堤防、いわゆる2線堤でございますけど、延長が約14キロメートルありまして、農林水産省、国土交通省等がそれぞれ管理となっております。農林水産省所管の分は杵藤農林事務所、それと国土交通省所管の分は杵藤土木事務所で県が管理をしていることとあります。管理の内容については、2線堤の現状を見ながら、国有財産として国から管理委託協定に基づきまして適正に維持管理が行われているところでございます。

参考までに申し上げますと、農林水産省所管の福富、大福地区につきましては、平成24年度から26年度にかけてまして雑木の伐採、除草作業及びごみ処理等が行われております。また、国土交通省所管の八平地区についても、今年度、堤防法面の雑木伐採、除草作業及びごみ処理等が行われているところです。今後も環境維持のために除草作業等を定期的にされるようお願いをしております。

以上です。

○溝口 誠議員

八平干拓、そして隣が新拓の貯水池、その境に旧堤防がございます。ちょうどこちらから行けば海のほうですね。そこがちょうど、旧2線堤の上が道路になってます。その横、堤防の下も農道になっております、並行してですね、上と下と。で、ちょうど真ん中の辺に約100メートル近く堤防が崩れております。多分、あそこは昔堤防が決壊したのではないかなと思いますけど、そこが大体崩れております。20年ぐらい前から傾いていましたけど、もう今垂直の分が九の字になっております。ぱっくり堤防が割れてまして、実はそこに、下の農道にはその石が、昔はコンクリでございませぬ、石ですので、石が多分何十キロあると思います、四、五十キロはあると、1個がですね、それが道に落ちてました、何個もですね。そしてまた、その下の農道が4メートルぐらいございます。その横に田んぼがございます。その道と田んぼの相中にも石が10個ほど落ちてます。ですから、非常に危険、十数年前はそんなにまだなかったですけども、今回見に行きましたら、石も落ちておるし、非常に危険な状態になってました。傾いてました、もう。上のほうの道路も、あれも危険です、非常に。

そういうことで、下の道路を通行しよったら、ああいう石が落ちてきたらもう即死です。大けがをするか即死かですね。そういう状況になっておりました。そういうのを何にもされてなかったという状況で、私は現場を見まして、農村整備課にお願いして、あれ県でしたかね、県のほうに応急手当てをしてくださいということで要望しまして、一応わかりましたということとなりました。そういうことで、何十年もああいう状態を、ほったらかすと言うちゃいかなんですが、そのまましていたと。だから、ああいう箇所がほかにもないか、しっかり点検をすることが私は大事だと思います。そういうことで、しっかり点検ですね、管理は確かに農林省とか国交省がされると思いますが、実際そこで生活してる方がいらっしゃいますので、町もしっかり見て、そして対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目でございますけど、旧2線堤防でございますけども、平成24年度に佐賀県が旧堤防を防災目的に活用するというお話がございました。この旧堤防を防災に活用するということが具体的にどのように進んでいるのか伺いたいと思います。

○百武和義総務課長

県のほうの2線堤を防災目的に活用されるということで、その後の取り組みはという御質問でございます。御質問の有明海沿岸に現存をいたします2線堤につきましては、整備が進められております海岸保全施設の設計規模を超える高潮が発生した場合に、現存する2線堤で海水流の流入、拡散を阻止し、被害を最小限に抑えるなどの活用法が考えられることから、平成24年2月に修正をされました佐賀県地域防災計画に2線堤の活用について追加をされております。この修正に伴いまして、2線堤活用調査について、平成24年度に佐賀県のほうで高潮防災対策調査として実施をされております。調査内容につきましては、考えられる最大クラスの高潮、これは昭和23年の伊勢湾台風を想定しております、それと過去の実績台風による高潮、これは平成3年の台風を想定しておりますけども、この2つの条件によりシミュレーションを行われて、2線堤の防災効果を検証がなされたところでございます。

調査の結果、越流した海水流の拡散防止、それから浸水の到着がおくれることにより避難時間、これは約1時間程度とされておりますけども、避難時間を確保できる、それから2線堤内の浸水の深さですね、を抑制すると、こういったことの防災機能の効果が検証されております。また、開口部、開いてるところですね、開口部の封鎖により、2線堤背後の浸水も軽減されることが確認をされております。こういったことで、県のほうで2線堤の防災機能が確認をされましたので、本町のほうでも白石町地域防災計画にも2線堤の適正な維持管理について記載をいたしまして、各地区の水防倉庫に、高潮を想定して開口部の閉め切り、資材の整備を行っているというところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

県とよく御相談をされながら、しっかり防災に活用できるように御尽力をいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○白武 悟議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

14時03分 休憩

14時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

平成26年第9回定例議会で一般質問のトリを務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

大きく3点通告しております。

まず、1点目の障がい者への支援はということで、町内に障がい者、障がい児は何名おられるかということですが、障がい者といっても身体、知的、精神があり、軽度の方から重度の方までさまざまだと思いますが、障害者手帳を持っておられる方は全部だと思いましたが、身体、知的、精神障がいの人数等がわかれば、お願いしたいと思えます。

○片渕敏久長寿社会課長

障害者手帳をお持ちの方の人数ということでございます。

障がいの区分ごとということでございますが、平成25年度末の所持者数ということで数字を申し上げますと、身体障害者手帳をお持ちの方が1,606人、それとのうち18歳未満の方が15名いらっしゃいます。それと、知的障がいの手帳、療育手帳をお持ちの方が253人です。同じく18歳未満の方が42名いらっしゃいます。それと、精神障がいの手帳をお持ちの方が107名、18歳未満の方はお一人ということになっております。全体の合計で1,966人という数字が出ております。

○西山清則議員

多くの方がおられますけれども、障がい者を持つ家族の方は大変だと思っております。先日の新聞にも掲載されていましたが、障がい者の虐待が2,659名被害を受けておられました。虐待は家庭以外でもあっているようでございますけれども、3障がいの程度区分等で階級も違ってくると思いますが、身体だけでも14区分に分けてあります。その区分だけでも1級から4級あるいは1級から7級と違ってはございますけれども、知的、精神でも区分があると思いますが、重度あるいは軽度はどの範囲で分けてあるのでしょうか、伺いたいと思えます。

○片渕敏久長寿社会課長

知的障がいの方の療育手帳をお持ちの方、この障がいの程度区分ですが、療育手帳のAとBと2種類の区分がございます。日常生活において常時介護を必要とするような程度の方、この方については重度の障がいということで、Aと手帳のほうには表示をされております。それ以外の方がBの表示ということになります。精神の障がいをお持ちの方ですが、障がい等級は1級から3級までに分かれております。1級の方は、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものということで、非常に日常生活ができないというか、難しい方ということになるかと思えます。2級の方は、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものということになっております。3級の方、この方については、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものということで、3段階に分かれております。

○西山清則議員

それでは、なかなか難しいと思えますけれども、2項目めの、町では障がいを持つ方の教育、福祉、就労にどうかかわっているのか伺いたいと思えます。

特別支援学校における教育はどう行っているのか、障がいの状態や特性は一人一人異なると思えますけれども、それぞれの人に応じた支援、サービスの組み合わせが必要だと思えますが、どういった指導をされているのか、また特別支援学校へ行って見てこられたことがあるのか伺いたいと思えます。

○片渕敏久長寿社会課長

障がいをお持ちになってる方の生活をする上でのいろんな問題というものはいろいろあるかと思えます。それぞれのケースに応じた、その方に合った支援というのができるようなサービスの提供が必要だというふうに思っておりますが、町においては、それぞれの関係の部署はもちろんのこと、障がい福祉サービスの事業所、また国や県の機関とも連携をした中での支援というのを心がけているところであります。

また、障がいをお持ちの方のいろんな問題の解決ということになるわけですが、短期間でそれが解決するという方というのはほぼいらっしゃいませんので、長期的なかわりということになってくるかと思えますが、町のほうでは障がい者総合相談支援センター、今健康センターのほうに委託で設置をいたしておりますが、そこに相談支援専門員を配置をいただいて対応しているところであります。具体的には、問題のケースが出てきたときには、まずその障がい者総合相談支援センターの相談支援専門員さんのほうに相談をして対応するというやり方をとっております。そうすることで、県内の障がい者のサービスの事業所にはいろいろな特徴があるというふうに聞いておりますし、その方に一番いい場所というのを提供できる一番の知識をお持ちの部署でもございますので、そういうふうな対応をとらせていただいております。

特別支援学校は、定期的にその方の進学の時期とか就職の時期にそれぞれケース会議が開かれておりますが、私は支援学校への会議には参加したことはございません。

○本山隆也学校教育課長

障がいを持つ子供たちへの教育的なかかわり、またその取り組み、指導についてでございます。

障がいを持つ児童・生徒の教育につきましては、特別支援教育として児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組み、教育的支援の状況を把握し、生活や学習上の困難を改善また克服するための支援を行っております。具体的には、就学相談会を開催いたしまして、医師などの専門家を招き、障がいのある幼児、児童・生徒や保護者の方たちに就学に関する悩みの解決に当たるとともに、個々の幼児、児童・生徒に応じた就学先について保護者とともに考える機会を設けております。また、今年度より、早い時期からの支援が必要ということで、年中の園児についても就学相談会の参加を呼びかけております。

小・中学校においては、個別に支援が必要な児童・生徒について特別支援学級での指導を行い、きめ細やかな指導を行っております。今年度から特別支援学級に iPad を1台ずつ導入し、個別指導によるわかりやすい学習に取り組んでいるところであります。また、言語障がいや情緒障がいの児童・生徒を対象に、通級指導教室を設置しております。町内の小学校には、福富小学校、有明西小学校にことばの教室、学びの教室を設置し、週に2時間程度の指導、支援を行っております。中学校においては、白石中学校を拠点として巡回指導により学びの教室を設置し、指導、支援を行っております。また、町内小・中学校に学校支援員を配置いたしまして、学習や生活に支援が必要な児童・生徒に対し、介助や補助の支援を行っているところであります。

以上であります。

○西山清則議員

今、学校課長からいろいろ個別指導をやっていることを伺いましたけども、それでは教育長にも伺いたいと思いますけども、障がいを持つ方でも人によって何か特出するものを持っている方もいると思いますが、その伸ばしてやる指導はされてるのか伺いたいと思います。

○江口武好教育長

きのうのテレビで、東京大学で、学校に足を運べない子供たちが絵がすごく上手とか、それから小説が上手とか、ロボットじゃないですけど、非常に特異な、むちゃくちゃな才能があるというふうなことがあっておりました。

それで、今現在、町内の小・中学校での子供たち、特別支援学級に子供入っております。23教室ございます。それに49名の子供たちが入ってる。そして、そこに1人ずつ担任がついておりますけど、とてもとても難しい面もございまして、スクールアシスタントということで必要に応じてやっているわけです。それで、この子供がこういう面がすぐれてるから伸ばすとか、そういったことじゃなくて全人的な、どうしたら子供たちが限りなく生活ができるように、近づくことができるようになるのか、そういったことを重点的にやっている状況です。だから、この子はこういう才能があるからここを伸ばすというのは、普通はその授業の中で、指導の中ではそういったことを担当は考えてると思いますけど、私としてはそこは、どの子がどうということ把握

しておりません。

以上でございます。

○西山清則議員

それでは3項目、障がいを持つ方々の就労支援の考えはということですが、障がい児を持つ親は、まず期待しない、それで諦めないと言われていました。また、相談する場所があり、人がいるのはうれしいが、子供が大人になっていくにつれて、社会の中で生きていくために就労が気になってくると言われています。年齢的にも残された我が子のことが気がかりだと言われてますので、そこで就労についてどう考えておられるのか伺いたいと思います。

○片渕敏久長寿社会課長

障がいをお持ちの方の就労についての考え方ということでございます。

障がいをお持ちの方でも一般の会社等お勤めができる方もいらっしゃると思いますが、そうでない方もまた多いのが現状だというふうに思っております。そういう障がいをお持ちの方の就労については、会社等にお勤めができるような一般就労、それと福祉就労というような障がいの福祉で扱う就労、これの2つがございしますが、大きな障がいをお持ちの方、一般就労ができない方の就労の場というものは、そこで仕事をして収入を得るというよりも、そこが日中の活動の場とか、仕事になれる場とか、日中の居場所というような位置づけもあるというふうに思っております。

そういう一般就労に結びつきにくい障がいをお持ちの方、こういう方については、公共の職業安定所とか障害者就業・生活支援センター、これは障がいをお持ちの方の就業にかかわるところの相談等に依拠するところなんですが、そういう機関等と連携をしながら、必要に応じて一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために就労移行支援事業などを活用しながら支援を行っているところでございます。

また、一般就労が難しい障がいのある方、これは福祉的な就労の場というものが必要だということになりますが、あくまでも障がいをお持ちの方御本人さんあるいは家族の方がそういう希望をされる場合、就労を希望される場合にこういうサービスを提供をいたしておるわけですが、その方の障がいの特性とか、また個性に配慮しつつ、受け入れ可能な福祉作業所での就労、そういう体験を経ながら就労ができるだけ長く続くようにということで支援をしているところですが、そういう事業所の選定とかということについても、先ほどの障がい者の総合相談支援センターのほうにも相談をして、勤め先といたしますか、就労先を決めさせていただいてるところです。

○西山清則議員

障がい者を持つ家族の手助けになるように、総合支援センターを利用して、もっと町の方もかかわっていただきたいと思いますと思っております。

4点目の重度の障がいを持つ方々の入所施設の利用状況はということで通告してはいますが、町内には特定非営利活動法人障害者生活支援センター蓮の実がありますが、ほかに町内外に事業所があると思っておりますけれども、把握されているのか伺いたい

と思います。

○片渕敏久長寿社会課長

障がい者の方々が利用できる施設ということであれば、町内ではもう一つ、佐賀西部コロニーの白石作業所がございます。就労支援の場ということで事業を展開していただいているところです。また、入所関係ということになってまいりますと、嬉野のほうのたちばな学園とか、鹿島のほうの療育園とか、そういう施設が近くにはあるかと思えます。

○西山清則議員

もう少しあるのじゃないかなと思っておりますけど、町内にある事業所では、地域活動支援センター事業、また指定居宅介護事業、日中一時支援事業、指定特定相談支援事業、指定障がい児相談支援事業、指定生活介護事業、指定共同生活援助事業、指定短期入所事業等、こういった事業を31名の職員で行われていますけれども、その中でも町の委託を受けている日中一時支援事業は現在8名の児童が利用しておられます。毎日、嬉野特別支援学校等へ迎えに行っておられますけれども、就業時間帯が違うので、1日に数回行き来して送迎だけでも大変だと思っております。その8名の児童を3名の指導員の方で見っておられますけれども、今のスペースでは8名が限度だと言われています。そこで、もう少し広くすることができないのか、また部屋に入るときに少し高台になっております、それをバリアフリー等にすることができないのか伺いたいと思います。

○片渕敏久長寿社会課長

障がい者の日中一時支援の事業についての御質問でございますが、先ほど議員のほうからもありました町内のNPO法人の蓮の実さんのほうで事業実施をしていただいている事業のことだというふうに思っております。

総会の折とか数回訪問をしたことがございますが、非常に中のほうでは重度の障がいをお持ちの方もいらっしゃる、そこに携わっていただいている皆さん方、大変だなというふうに思っているところですが、この日中一時支援の事業については現在その8名の方が利用をされてるということでございますが、事業所、NPOの蓮の実のほうで事業実施をしていらっしゃる施設ということになります。蓮の実さんのほうには、町のほうからもいろんなお願いをしながら町内の障がいをお持ちの方々の支援のほうに携わっていただいているところですが、日中一時支援についてはNPO法人のほうで運営をされてる事業ということになります。そのほかの施設の全体的な面から手狭だということもございますが、できればこれについても、定員をもっと受け入れができるような増設とかということがあれば定員の受け入れにつながっていくことになるわけですが、その部分については私どものほうも支援はしなければなりません、一義的にはNPO法人さんのほうでの対応ということになるんじゃないかなというふうに思っております。

○西山清則議員

国のほうでもいろんな予算をつけておられます。この資料を厚生省の雇用均等・児童家庭局育成環境課という担当者から送ってもらったわけですが、その中でも障がい児の受け入れ推進のための国の補助ということで、運営費とか整備費があります。整備費の中でも、障がい児を受け入れるために必要なバリアフリー等の改修経費について別途補助をするとあるわけですが、こういった事業をその事業所と話をされたことがあるのか伺いたいと思います。

○片渕敏久長寿社会課長

障がい児の受け入れ推進のための補助事業等の受け入れについて事業所と話をしたかということでございます。

昨年から取り組んでいらっしゃいました障がい者のグループホームの建設についても、国、県のほうからの補助を受けながら施設整備をされておりますが、その折は、町として国、県への補助に係るところの意見、こういう取り組みが非常に大事になって、町のほうにはグループホーム等の施設もないから、ぜひ補助等をお願いをしたいというところでの町としての考え、意見というのも提出をさせていただいたところで、先ほど御質問ありました、それ以外の別途受け入れの補助等については、私のほうでは今のところ蓮の実さんのほうとはお話しはさせていただいておりません。

○西山清則議員

障がい福祉サービスの確保とか地域生活支援などの障がい児、障がい者支援の推進を図るには、障がい児、障がい者が地域で、住みなれた場所で暮らすために必要な障がい福祉サービスを総合的に確保する必要があると思っております。全ての利用者を対象としたサービスと医療計画の作成及び地域生活への移行が着実に進むよう、相談支援に必要な経費を確保していただきたいと思っております。また、障がい福祉従事者の処遇改善を含め、障がい福祉サービス報酬改定等については予算編成過程で検討する必要があると思っておりますけども、伺いたいと思います。

○片渕敏久長寿社会課長

議員のほうから今お話がありましたように、障がいをお持ちの方を地域で支える仕組みとか、あるいは地域で支えるといった考え方、非常に大事にしていかなければいけない問題だというふうに思っております。また、そこで働いていただいている方々、その給与等のことになろうかと思っておりますけども、そういう面での支援というものになってくるわけですが、制度の中で基準とかそういうものがあるかと思っておりますので、そういうことも私どものほうでもいま一度確認をしながら、対応ができるものについてはぜひそういう形で支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○西山清則議員

一般のグループホームはいろんなところで行われていますけれども、町内にある障がい福祉事業所では、障がいのある方が地域の中で家庭的な雰囲気のもと共同生活を

行う住まいの場として、障がいを持つ方のグループホームですね、先ほど課長が言われたようにグループホームを始められております。現在6名の方が入居されていますが、待機されている方も数名おられると聞いています。国、県の支援はありますが、町としての考えはどう思われているのか伺いたいと思います。

○片渕敏久長寿社会課長

グループホームは町内に6月にオープンをしまして、今現在満床ということになっております。ショートステイができる施設、ベットといいますか、部屋も1つ準備をさせていただいてということで、非常にありがたく思っております。まだ、こういう障がい施設への入所の待機者という方、すぐに入所ということじゃなくてもいいというお話は聞いておりますが、5名ほどいらっしゃるという話も聞いておりますので、できればこういう障がいをお持ちの方が白石町内で生活ができる、私たちと一緒にすぐ近くで生活ができるようなものができれば一番いいなというふうに思っているところです。

○西山清則議員

待機者がないようにするために施設の拡張が必要であると思っておりますけども、その拡張するにも費用がかかり過ぎますので、何らかの支援があればいいなと思っておりますけども、障がい者を持つ親は大変だと、先ほども言いましたけど、思っています。安心させるためにも国や県にもう少し働きをかけ、町の支援も含め、待機者がいないようにしていただくことを願いまして、この項を終わりたいと思います。

大きく2点目の、町のよさを町民の皆さんにもっと知ってもらうにはということで通告しております。

(1)の白石町のPRの方法はどうしているのかということですが、以前私がガイドマップの見直しを言ってきていましたけれども、それで白石町ガイドマップさるくをパワーアップした干拓の歴史遺産、杵島山パワースポット、町なかの歴史、文化、食の魅力紹介など散策マップができていますが、町内外どの辺まで浸透しているのか伺いたいと思います。

また、7月に東京で研修があった折に、東京の永田町にある佐賀県の事務所に寄ってきましたけれども、そこには県内多くの市町のマップが置いてありましたけれども、白石町のマップはありませんでした。県庁でもしかり、県内外置けるところは置いていただきたいと思っております。もっと積極的にPRする必要があるのではないかと思っておりますけども、伺います。

○片渕克也企画財政課長

白石町のPRについて、どこら辺まで普及をしてるのかというふうなお尋ねでございます。

現在、白石町が行っておりますPR事業としましては、先ほど申されたさるくのシリーズ、そういったもののほかにも、いろんな広報誌やホームページなどを初め、各課それぞれの横断的にPR事業として行っているところでございます。一例申し上げます。

すと、三十一文字コンテスト、これで日本3大歌垣というふうなことで募集をかけることによって全国にPRをしてるような状況でございます。また、歌垣の郷ロードレースですね、駅伝の町白石というふうなことでPRを図っているようなことでございます。それから、マスコットキャラクターしろいしみのりちゃん、これについてもゆるキャラグランプリ等で上位に行くような、一生懸命後押しをしているところでございます。こういったところでいろんな推進をしているところでございます。

先ほど、県の事務所とかなかったというお話伺って、たまたま切れていたのかどうか存じませんが、確認をしていきたいと思っております。部数は十分に差し上げてつもりでありましたが、一時的になかったのかどうかわかりませんが、確認をしてみたいと思います。

それとまた、今後のPRの方法でございますが、新たに立ち上げました人口将来問題プロジェクト会議、この中にも一つの町のPR策というふうなものも討議のテーマとして上げております。中には、まだ発表できる段階ではございませんけれども、おもしろいユニークなアイデア等も出てきているような状況でございます。

以上でございます。

○西山清則議員

その中でも龍造寺隆信や秀津にある猫塚、このことも数回言ってきておりますけれども、そのことは町内どれだけの人が知っておられるのかですね。

それと、ことしの10月に商工会が、白石町の歴史・文化を知ろうセミナーをふれあいプラザ元気のたまごで開かれました。これはすばらしいことだと思っております。ようやく町内のことで少しずつ動き出してくれたのかなと思っております。こういうことは商工会でもどんどん行ってほしいものと思っております。それに町も後押しをしていただきたいと願っているところでございます。それで、その場に町の職員の方も数名聞いておられました。そこで、生涯学習課の渡部係長の話聞いておられた生涯学習課長はどう思われたのか伺いたいと思っております。

○小川豊年生涯学習課長

ことし夏ごろだったと思うんですけども、商工会の元気のたまごの中で、商工会の会員さんあるいは一般の方を含めまして、もっと自分たちで自分たちの町のことを知ろうというようなことで、うちの渡部係長のほうから講義をしました。私もことし初めて生涯学習課に来まして、その前に一度文教厚生委員の皆様方と一緒に町内の史跡を回ったり、今回この商工会での講義に参加したりということで、今まで知らなかったことがたくさんあったなということで、少し勉強せないかなということで思いました。

○西山清則議員

このマップ4つありますけれども、このマップを通じて、こういうことを町内外にもっと広げていただきたいと思っております。そう思われなかったのかですね。また、数百年前、韓国の百濟から稲佐神社を訪れられたということを聞いています。これも

前回私も言ったことと思います。そういうことを世間に広め、そのことを書いたものや白石町のマップを佐賀空港とかそういったところに置いて、また外国人を含めた多くの人に町内を観光していただく努力が必要ではないでしょうか。もっと観光に力を入れるべきだと思いますけれども、そういった考えはないか伺いたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

これから特に白石町のPRを進めていくべき項目としては、まず人口減少等もありまして子育てのしやすい町だという、それから立地条件からしまして災害が少ない、安心できる町だと、それから今構想があります道の駅等を拠点とした産物のPR、それから米、麦、タマネギ、レンコンなど特色のある特産物、それと今議員おっしゃられているような須古城址や杵島山、これらをキーとした歴史を含めた観光の開発、それから穏やかな人情味あふれる町民の気質というふうな、このようなポイントをメインに押し出したPRを進めていかなければならないというふうなことで考えております。そういったことで、今後、おっしゃられた、最近日韓の関係非常に微妙になっておりますが、古くをさかのぼれば百済との交流とか、そういったこともございまして、そういったことももっとメインに出してPRを進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○西山清則議員

そういったことをもっと調べていただいて、マップと一緒に空港に置いて、韓国からの観光客も、祐徳神社へ行く途中にありますので、稲佐神社を訪れてもらうなり、そういった工夫も願いたいと思っております。

それでは、(2)の学校教育に歴史、遺跡などを学ぶ機会を取り組めないのかということで通告しておりますけれども、現在、各学校のやり方は違って、農作物の植えつけから収穫まで、農作物を通して命の大切さや農家の人たちの苦勞、大変さを指導されていますけれども、農業関係に対してはいろいろ手当てをされているようですが、白石町のよさをもっと知ってもらうためには、町ができた歴史、遺跡など、先ほど言いましたが、この散策マップを教材にを使って、町にはこういうところ、こういうものがあるよということをお子たちに小さいときから教え込んで、そして郷土愛、家族のきずな、家族の大切さをしっかり指導した教育の独自性、自然を利用した教育として、一人でも多くのお子たちが町内に残ってもらうような指導も必要ではないでしょうか。12月7日に白石町教育の明日を考える集会で、パネラーの方々も、今まで私が言ってきたこと、また思っていることを言われていましたので、教育長の考えを伺いたいと思います。

○本山隆也学校教育課長

失礼します。教育長の前に一言、白石町の歴史、史学などを子供たちにどう取り組んでいるかということで発言させていただきます。

子供たちは現在、小学3年、4年の社会科の学習におきまして、我が町白石町につ

いて学習しております。合併以来、その指導の資料がまちまちであったために、平成23年に新しく3地域を網羅したわたしたちの白石町という副読本を作成、製本しております。この副読本につきまして、毎年、町内の小学校3年生児童全員に配布し、授業で活用させていただいております。そしてまた、昨年度は作成から3年目を迎えましたので、一新しております。昔の暮らしの様子、それから昔から受け継がれた行事、祭り、史跡、そして地域の発展に尽くした先人について取り扱っているところであり、この我が町の白石町というところで児童の理解が深まり、郷土を愛する愛郷心が生まれてくると捉えております。

また、社会科の歴史学習や総合的な学習の時間では、古今の森、海童神社、歌垣公園など直接現地に出向きまして、町内の施設や自然環境を自分の目で確かめる学習活動を行っております。また、先ほど出ておりましたけれども、渡部係長によりまして夏期の休業中、8月に、新しく本町に来られた、赴任された教職員を対象に町内の史跡探訪、歴史探訪を行いまして、本町の歴史について理解を求めているところでもあります。また、今年度は、町内の教職員とともに若手の町職員及び教育委員会の職員も参加いたしまして、重要な文化財について現地で歴史、史跡などを検証を行っているところでもあります。（「教育長の考えを」と呼ぶ者あり）

○江口武好教育長

昨日、平和学習ということで子供たち、小・中学生全学年、ずっとやっていっておりますと言いました。きょうもボランティア教育についても全く同じでございます。先ほど、町内にはいろんな歴史の遺跡とか、そういったものがございます。これは、そのことを特に小学校の3、4年生を中心に学習を先ほど課長答弁あったようにしていきますけど、そのことを、ああ、そうかってわかって知ることと同時に、自分もこの白石町の一員かと、社会の一員だということを自覚させる、そして将来的に自分の、白石ってこんないいところなのか、もっと今から大事に、もっともっと知るようにしようとか、そういったことを学ばせる機会でもございます。そういう意味で、町内の11校の小・中学校は結構意図的に、これは教科の社会だけじゃなくて、領域に総合的な学習の時間とかございます。それから、いろいろ学校行事といいましょうか、旅行等、遠足等も、そういった機会も捉えて、とにかく身近な自分の住んでる地域、地区を知るんだということで、そういったことで今努めているところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

小学校8小学校、中学校3つありますけれども、山の付近にある小学校あるいは海に近い小学校、いろいろありますけど、それぞれ違った方向での指導も必要だと思っております。そしたら、白石町は合併してこういうところがあるんだなということを知らせていただきたいなと思っております。

今まで行われてきたリーダー育成事業の北海道、沖縄体験を、これは取りやめになったことについては私はいいことだと思っております。でも、県外での体験は行われませんでした。このことは残念に思っております。町内でも探検する場所は幾らでもありま

す。キャンプだってできますので、町内でできるものをわざわざ町外でする必要があるのでしょうか。昨日ありましたコーディネーターの村岡氏も、白石町には自然がいっぱいあるじゃないですかと言われていました。

先日、糸島にある赤とんぼ村に文教厚生常任委員で視察しました。そこの代表から説明を受けて、素晴らしいやり方で不登校、問題児の子供たちを指導されています。現在、太良町で指導されていますけれども、その太良からの帰りに本町役場に寄られて本町職員が町内を案内されたことは昨日前田議員が話されましたけれども、こんないいところがあればすぐにでもできると言われております。その方は、小、中、高と本町にお世話になった恩返しのつもりで何かやりたいと言っておられますので、声をかければすぐにでも来てくれると思いますけれども、その辺の考えを聞かせていただきたいと思います。

○江口武好教育長

元気ッズは北海道、沖縄行きました。そして、今度元気ッズを解消しまして、おおどぼうを拡充をしたところですよ。それも大分県の農業体験、そして平戸の大島のところですね、的山大島というところ、そこに漁業体験をしたわけです。これは、子供たちは、例えば地域内にいっぱいいろいろあります。海もあるし、山もあります。ただ、修学旅行もそうですけど、家族の旅行もそうですけど、非日常的な社会に子供たちを追い込んで、そこで何ができるか、勝手に家で甘えるわけいかんよと、すぐ戻るわけいかんよと、そういった環境の中でとにかく子供たちを鍛えるというふうな趣旨でやっております。

それから、赤とんぼ村の実践をいろいろされて、議員さんからもいろいろ聞いてますし、文教厚生常任委員会でも行かれたというふうなことで、これはこれで、福岡県の知事賞か何かいただかれたとか何かで、非常にすごい、素晴らしいあれだなと。で、あそこは、学校に足を運べない子、どうしても問題を抱えてる子供たちだけですかね、それとも通学合宿的なこともやられてるのかなと思います。それで、本町でもことし3年目になりますけど、小学生対象で通学合宿、同じ釜の飯を食って、そこから学校に行く、そしてまた戻ってくると。やっぱり、すぐ食べなくちゃいけない、買い物、そういったことを今のある施設を使って、風呂も要りますので、そういったことで今やってるところです。

ただ、いろんな問題を抱えた子供たちをもっともっと鍛えて、そしてそこで自分と向き合わせる、あるいは一緒に行った友達と友達同士の関係を考えてとか、いろいろそういったのが非常に、どういった環境で子供たちを体験活動させるのが一番いいのか、そこを研究していくあれがあるのかなと思っております。先ほど、歌垣のですか、きのう御質問出とったかと思っておりますけど、ああいった施設等がどうなのか、その辺を研究をしていく必要があるのかなと、そういったことを考えております。

以上でございます。

○西山清則議員

その方は、子供たちへの講演会も来てくれると思っております。今月の3日の新聞

に、鳥栖の市村自然塾ですかね、が載っております、今までに690名が卒業したと言われていましたけども、赤とんぼ村は1992年4月に開校されて、先ほど言ったように不登校や問題児を中心に指導されていますけれども、主な活動内容は昨日前田議員が詳しく説明されましたので省きますけれども、今までに1万5,000人が体験しておられます。いろんなところから入校され、卒業されてから、その指導者として帰ってきてもおられます。こういうところがあれば、町内はもちろん、町内外からもっと人を呼ぶことができると思っておりますけども、白石町のPRにもなると思っておりますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

誰って言わんばいかんかね。課長でよかです。学校教育課長。

○本山隆也学校教育課長

私も昨年度まで生涯学習に在籍させていただいておりました。それで、子供たちの指導ということで、継続ということで成人式の実行委員会を一つ取り上げられるんじゃないかと思えます。20歳を迎えた町内における20歳の若者、それから女子の人たちが各校区から選抜されて、15人ですね、来られて、成人式の実行委員会ということで立ち上げられて一つの式典をなし遂げられます。それで、その期間、数回夜会合いたしまして、実行委員会を立ち上げて成人式がなされるわけです。

それで、その若者たちがかつてのおおどぼう倶楽部の指導者となって子供たちを育ててくれたすばらしい経験というものが、私、心に残っております。そういった意味で、若者たちの町にお世話になった恩返しではございませんけれども、白石町の子供たちの育成という面で、若者たちがまたさらに帰ってこられて指導者となって育成されてくることに、非常に重要なことだと思っております。不登校の子供たち、それから問題児の子供たちについても、そういった年齢の近い若者たちからの取り組み等も研究できたらなと今考えたところであります。

○西山清則議員

彼の構想は、今やってるのも、時計もありません、テレビもないところでありますので、この間電話したときでも周りは子供の声でわいわい言って、余り言葉にならないところでありましたけども、先ほど教育長が言っておりましたキャンプをして通学合宿を、それもやっておりますし、構想として人材牧場を白石町につくりたいと言われておまして、全国から人を呼んでいただいていたほうがいいのじゃないかなということです。子供たちだけでなく、親も子も一緒になって、そういった自然を体験しながら人を育てていきたいという構想を持っておられますので、その辺の考えはないのか、教育長に伺いたいと思えます。

○白武 悟議長

西山清則議員に申し上げます。その質問につきましては通告から少し外れてるような気がいたしますので、別の機会にお願いを申し上げたいと思えます。

○西山清則議員

これは、人を呼ぶために、もっと白石町を知ってもらうために、人を集めるために言っているものですから、外れたということはないと思います。

○白武 悟議長

答弁できますか。

○江口武好教育長

今、大きく2つのことが質問いただいているんじゃないかなと思います。一つは、白石町をいかに活性化させるか、いかに人を呼び込むかと。だから、先ほどの赤とんぼ村の実践、あれを例えばそのとおりはできなくても、白石町云々で自然の中でできれば、もっと町外から云々というふうなことじゃなかったかなと思います。もう一つは、町内の子供たちの教育的な問題を抱えてる、その辺をどうするかという、その辺の2面があるのかなと思っております。

PRのあたりは私の範疇を超えるところもありますし、教育の云々というのは、先ほども冒頭申しましたように、まず通学合宿とか、そういったことをやっておりますし、どうしても子供たちが、例えば特別支援学級のことでも先ほど申しましたが、それはそれでグループをつくって嬉野とか何かで町外に体験に行くとか、そういったこともやっておりますので、いろんな意味で今の御質問も入れつつ研究が必要なのかなという、そういった考え持っております。

以上でございます。

○西山清則議員

人を呼ぶには、いろんなことをやらなければ白石町を知ってもらえないと思っております。それで、龍造寺隆信については県内各地でいろいろ取り沙汰されていますけれども、東京福富会の講演会でも龍造寺隆信のことを言われておりました。そのときは町長も聞いておられたと思います。町内には、龍造寺隆信が九州北部を制圧するために拠点として使った須古隆城がしっかり残っております。隆信が残した足跡は県内あちらこちらに広がっています。もう少し調査をして、他の地域に先を越されないようにしていただいて、強い気持ちでPRしていただきたいと思っております。

また、誰か龍造寺隆信について本を書きいただき、それが大河ドラマにでもなれば、全国的に大々的にPRできると思っております。これは私の願望でもありますので、誰か知ってる方に書いていただきたいなと思っております。それに、須古のことについては、以前も言ったと思いますけども、秀津の小林智さんが佐賀須古屋敷日記という本を、この本を出されております。また、昭和55年に吉岡達太郎氏が須古村片影を発行されておりましたが、解説が難しいということで、読みやすく活字化したものを吉岡政江氏が再発行されています。この吉岡家は龍造寺家とのかかわりもあります。よって、ほかに負けないようにPRしていく必要があると思っておりますけれども、そういったことはできないのか伺いたいと思っております。

○江口武好教育長

白石町が誇る史跡といいたいでしょうか、あそこが須古隆城だと考えております。あそこは今国のほうで調査がありまして、まだ結果的に結論が出ておりませんが、そのあたりを待ちながら、どういう方向で、どういった形で整備といいたいでしょうか、やっていけるのか、いくのか、その辺はまちづくりとも絡むような気もいたしますので、もうちょっと結果等を待つ必要があるのかなと、私は今の段階でそのように捉えております。

以上でございます。

○西山清則議員

ここに、須古城はという、この資料をもらっておりますけれども、これは渡部係長が書かれたものだと思いますけれども、こういったものを県のあちらこちらに置く必要があるんじゃないかなと思っております。これ簡単に書かれていますけれども、興味のある方はこれを見て町内を訪れるんじゃないかなと思っておりますけれども、そういうことについてはどうお考えでしょうか。

○江口武好教育長

先ほど、何種類かのパンフがございました。御紹介いただきました。これも飛行場はどうかとか、それから東京事務所がどうなのか、今福岡事務所というのは県のとはないですかね、そういった箇所箇所はどうなのかということもございましたけど、そのあたりも含めまして検討、研究をしていかなくちやいけないのかなと、そのままぽんと出せるものかどうかも含めてですね。とにかく、白石町をどうしていくか、白石町をいかにPRしていくか、農産物はもちろん大事ですし、人も呼び込んでいくためには誰がどんな場所でいつどんなことができるかというのは、それは一致した考えじゃないかなと思っております。そういう意味で、何でも研究と言っておりますけど、考えさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

先日、稲佐に在住の方が、町外の方々が訪れて、稲佐山周辺を案内して縫ノ池までの道のりを引率されておられますし、そういった町のPRというか、案内をしておられる方もいますので、もっと積極的にそういうことを考えていただきたいなと思っております。

それで、(3)の白石町史の作成の考えはということでお尋ねしますけれども、合併して10年を迎えようとしていますが、白石町史を作成する考えはないのか伺いたいと思います。

○小川豊年生涯学習課長

白石町史の作成の考えはという御質問でございます。

3町合併いたしておりますけれども、合併前の有明町史は昭和44年、福富町史は昭和45年、白石町史は昭和49年の発行となっております。3つの町史とも昭和40年代の

発行ということで、既に40年以上が経過をいたしております。その後、旧白石町では昭和63年に白石町の文化財を発行しております。また、旧有明町では昭和51年に有明町の文化財、同じく昭和62年に有明町の民俗第1集、平成6年に有明町の民俗第2集を発行いたしております。そして、旧福富町におきましても、平成4年に福富町史続編というものが発行されております。これらの町史発行以降に発行された冊子は、いずれもそれぞれの町史のその後を補うというような形で町民の皆様にそれぞれの町の文化財を紹介し、ふるさとのよさを再認識していただくということを目的に発行をされております。

しかしながら、先ほども申しましたように、最初の町史が発行されてから40年以上も経過しているということ、そして新たな資料の発見、歴史的事項の新たな見直し、解釈、そういったものがなされてきております。そういうことを考えますと、新しい町史の作成についてそろそろ検討を始めていく時期に来ているかとも考えております。

ただ、町史には、その性格上、資料に基づきまして歴史的事項を深く掘り下げ、より専門的な考察を加えた学術書性格が求められております。資料の収集、取材、それに相当の期間がかかるというふうに聞いております。議員お尋ねの町のよさを町民の皆さんにもっと知ってもらうにはどのような趣旨にのっとれば、町史のような高度な学術書も必要ですけれども、町内にはどのような歴史的遺産があるのか、それがどのような歴史的価値があるのか、それを知ってもらう、より親しみやすい方法も模索していくことが重要であると認識します。今後とも、学校教育課との協働を深め、小・中学生を中心に、ふるさと白石に誇りを持ってもらうような方策を進めていきたいというふうに思います。

○西山清則議員

町史は一両日でできるものではないと思っております。今からかかっても約10年近くはかかるんじゃないかなと思っております。いろんなことを調べていただいて、誰でも、ある程度わかってる方が生存している間に取っかかっていたいただきたいなと思っております。人を集めるのは催し物が一番でありますけれども、そればかりでは続きませんので、やはり観光だと私は思っております。

人は、今は紅葉の時期でありますけれども、紅葉はもみじと書いて紅葉と言いますけれども、稲佐を守る会の方々ももみじを植栽されていますけれども、害虫被害がひどいそうです。何か対策があれば御指導いただき、また支援もお願いしたいと言われていましたけれども、誰かそういうことに詳しい方はおられないのか伺いたいと思います。誰言わんばかにゃそいぎん産業課長でよかとかね。

○白武 悟議長

ちょっと町史ということでございますが、誰か答弁できますか。西山清則議員は後でよろしゅうございますか。

○西山清則議員

結構です。

それでは、今まで言ってきたことは、我々議員は町民の声を聞いて少しでもいい町にしたいと思っております。人の交流がふえれば町も元気になり、活性化できると思っております。先日、白石の文化祭で須古の村長をされていました吉岡達太郎氏が書かれた歌を吟詠で披露されておりましたけれども、町民の方は、いいものは残していきたいと努力していただいております。よって、職員にもどうしたら町内に人を呼ぶことができるのかしっかり考えるよう、副町長に職員の指導をお願いして、この項を終わりたいと思います。

それでは、大きく3番目の人口の維持をということ、人口減少をどのように受けとめているのかということを通告しております。ことしの5月10日の新聞に、本町も消滅可能都市として掲載されておりました。それに伴い、11月21日、議会への説明会がありましたけれども、白石町の将来人口及び世帯数の推計について、人口推計方法はコーホート要因法を採用したいと言われておりましたが、推計方法はそれでよいのですが、人口減少をどのように受けとめているのか伺いたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

人口減少をどのように受けとめているかというふうなことでございます。

さきの11月21日の議会への報告説明会の折に、総合計画で推計をいたしました数字をお示したところでございます。お示した数字は、いわゆる社人研の推計方法と同じ方法で推計をしておりますので、減少傾向というのは出てまいります。これは我が白石町だけに限ったことではございませんで、全国的な問題となっております。

このようなことから、国のほうでは、まち・ひと・しごと創生本部というのを、これの関連する法案を同じく、くしくも11月21日に参議院を通過したわけでございますけれども、これに基づき人口減少の抑制に向けた長期ビジョンをまとめて、人口減少に歯どめをかけていけば、50年後、2060年ですね、日本の総人口は1億人を確保できると、そのために総合的な戦略を築いていくというふうなことになってございます。白石町としましても、将来的に消滅するようなことがないように、人口減少対策というように十分に戦略的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

いずれにしましても、人口減少ということの問題からは逃れることはできないというふうに考えておまして、現実的にはこのことを決して悲観することなく、減少のスピードを緩めて、なるべく町として持続できるような施策、努力が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○西山清則議員

全国的に少しずつ減ってはいますけれども、5月10日の新聞には、白石町の人口が1万6,369名で女性が1,205名となっておりますけれども、私が違うところからもらったものでは若干違っております、同じ2040年で1万7,710名になっております。それで、女性の20から39歳までで1,506名ということになっております。できれば、女性が多ければ多いほど子供がふえるんじゃないかなと思っております。それで、

町内にも民間のアパートも多く建って、町外の方も入居されております。それで、現在、町営、民間のアパートに住まれてる人たちが町内に永住していただくために、どのような考えを持っておられるのか伺いたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

町内の賃貸住宅にお住まいの方たちがその後も引き続き町内にお住まいいただけるような施策はというふうなお尋ねかと思います。

今、基本的には、路線と申しますか、そういった世代は子育ての世代が多いのかなというふうに思っております。将来的に子育てに対する支援を充実していければ、そういった方々の定住も促すことができるのかなというふうなところで、今プロジェクト会議の中ではそういったところを重点にして協議を進めているところでございます。

ただ、今会議の中でも問題としておりますのは、この少子化対策というか、人口減少対策が白石町だけに限ったことではなくて、地域、佐賀県、あるいは東京一極集中対地方というふうな構図になっておりまして、果たして、例えば白石町が保育料を全額無料にしますよとして子育て世代を集めたところで、じゃあ隣の町もそれしよう、隣の町もそれしよう、うちはもっとしよう、そういった過当競争ですね、そういったことになってきては、最終的にお金のある、いわゆる財政力の強い自治体にまた集中してしまうという、こういった悪循環になるのではないかなというふうなところも今会議の中で検討しているところでございます。基本的には子育て世代の支援というのがポイントになってくると思いますけども、そこら辺の非常に難しいというか、問題もございまして、そういったところも勘案しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西山清則議員

課長言われたように、子供を産み育てやすい環境づくりが必要だと思っております。町内には空き家、空き地があります。そういったところをあっせんして、それで子供を3人から4人以上持てば何か特権がありますよといった、そういった目新しいことをやれば減少が少し穏やかになるのかなとも思いますけども、空き家、空き地を町内で住んでいる方にあっせんすれば永住していただけるのかなと思いますけど、その辺の考えはないでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

空き家バンク的なもの、あるいは空き地のあっせんというふうなものも当然進めていくべき方策の一つなのかなというふうなことで考えておりますが、私たち白石町、全地域じゃないですけども、特に農村、農家が主体の地域については、新しい転入者をどちらかというと余り好まないような、そういった田舎の気質といいますか、そういったのもございまして、そういったところも考えながら進めていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

○西山清則議員

それでは、(2)の結婚サポーターの活動はどのようになってるのかということを通告しておりますけれども、婚活事業を始めて数カ月がたっておりますけれども、現在、結婚サポーターの活動はどのようになってるのか伺いたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

結婚希望者の支援のために、婚活サポーターとして17名の方をお願いをいたしまして、その後いろんな相談業務を中心に、正業の傍ら、縁結びというふうなことで活動いただいているところでございます。この間、それぞれの情報交換会やいろんな研修等も行ってまいりました。

まず、7月13日のひーでん祇園に相談窓口を開設をしております。それから、先月のぺったんこ祭りの折もゆめてらすのほうで相談会を開催しております。それから、婚活サポーターの中には美容の資格を持っておられる方もございますので、この方の御協力をいただきまして女子力アップセミナーというふうなことで、お化粧の講習会ですね、を実施しております。この中で、婚活の支援に応募されていないような方々、まだお若い方々も見えてございましたけれども、女性として生まれてきたことの意味についていろいろお話をしていただいております。その中で、参加者もある程度意識が変わられたのかなというふうな成果、感じでございますけれども、そういった成果を得ているところでございます。

それと、結びつきの進捗状況でございますけれども、具体的には、今34名の方が婚活のサポートシートというか、希望申込書ですね、を提出されております。内訳を申しますと、男性が27名、女性が7名というふうなことでなっております。この中から、この人とこの人はというふうなことでサポーター同士いろいろお話し合いをいただきまして、具体的には4組のお見合いといえますか、対面をいただいております。その後、数組はその後のおつき合いまで今のところ進んでおるようでございますので、議員の方々も温かい、末永い目で見守っていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

4組の方が今カップルになったような感じ、正確にはカップルになってはいないでしょうけれども、なったような感じで言われております。都市に近い農家では、いろんな農作物がとれて、農業のよいところをテレビ等で見せられて、農業やってみたいという、お嫁に行きたいという方が全国的に若干ふえていると聞いておりますけれども、現実的には少し厳しいものがあると思っております。だから、婚活サポーターの頑張りもありますけれども、結婚相談の結婚サポートセンターですね、を立ち上げる必要がないのかなと思っておりますけど、その辺の考えはいかがでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

今、県のほうで、さが出会いサポートセンターというのが立ち上げられております。基本的には、白石町の婚活サポーターの活動も、ここも活用しながら進めていきたい

というふうに考えております。まず、県との合同相談会等も開催できれば、白石町で開催をしていきたいというふうに考えておりますし、県のサポーターにはもちろん町外の人もたくさん応募をされておられるので、その方たちと白石町の方たちとの結びつきもサポートできないのかなというふうなことで、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西山清則議員

先日、我々文教委員会も八女の結婚サポートセンターを視察したとき、結婚希望者の登録制で行われています。このやり方で年に数十組結ばれているそうですので、こういった登録制にして、多くの広域圏で募集をかけたほうがもっと伸びるのじゃないかなと思っておりますけれども、そういったサポートセンター、県がやってるのは県で一本でも結構ですけれども、特に女性の方を広域圏あるいは県内、県外、いっぱい広めていただいてカップルになるように、登録制にしたらどうかなと思いますけれども、そういった考えはないのか伺いたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

当面は佐賀県が行っておりますさが出会いサポートセンターとの連携というふうなところで進めてまいりたいと思っておりますが、これも婚活をなさっておられる方の御意思が大切かと思っておりますので、そういったことで、もっと広域なところとか、ほかの団体にでもというふうな御希望があれば、そちらのほうにも登録されるようなことも考えていきたいというふうに考えております。

○西山清則議員

多くの方がカップルになって、町内に住んでいただいて、少しでも人口減の歯どめになればと思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○白武 悟議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あすは議案審議となっております。

本日はこれにて散会いたします。

15時41分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月11日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 久 原 久 男

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭